
令和3年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 令和3年9月15日

閉会 令和3年9月16日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月15日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 議会運営委員長報告	2
○日程第 3 会期の決定について	2
○日程第 4 行政報告	3
○日程第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について	5
○日程第 7 報告第 3号 令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	6
○日程第 8 報告第 4号 令和3年度(令和2年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
○日程第 9 町の一般行政について質問	8
5番 金子 益 三 君	8
1 行財政運営及び組織機構に対する考えについて	
2 防衛省と上富良野町のつながりについて	
2番 北 條 隆 男 君	16
1 公共施設等のLED化について	
8番 荒 生 博 一 君	19
1 農業者支援について	
2 ヤングケアラーについて	
7番 米 沢 義 英 君	23
1 高温・雨不足による農業被害状況と今後の対応について	
2 コロナ禍における支援について	
3 新型コロナウイルス感染拡大のもとでのPCR検査について	
4 北30号側溝整備について	
5 生理用品について	
3番 高 松 克 年 君	30
1 演習場騒音地域の拡大が必要	
2 全小中学校に冷房設備が必要	
○散 会 宣 告	35

目 次

第 2 号 (9月16日)

○議 事 日 程	37
○出 席 議 員	37
○欠 席 議 員	37
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	37
○議会事務局出席職員	38
○開 議 宣 告	39
○諸 般 の 報 告	39
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	39
○日程第 2 選任第 1 号 常任委員の選任について	39
○日程第 3 選任第 2 号 議会運営委員の選任について	39
○日程第 4 議案第 8 号 令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	39
○日程第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第4号))	40
○日程第 6 議案第15号 上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	41
○日程第 7 議案第 2 号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	44
○日程第 8 議案第 3 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	51
○日程第 9 議案第 4 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	51
○日程第10 議案第 5 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第2号)	52
○日程第11 議案第 6 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	53
○日程第12 議案第 7 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	54
○日程第13 議案第 9 号 令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	54
○日程第14 議案第10号 令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について	54
○日程第15 議案第11号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	58
○日程第16 議案第12号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	59
○日程第17 議案第13号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例の一部を改正する条例	59
○日程第18 議案第14号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う 固定資産税の特例に関する条例	60
○日程第19 議案第16号 副町長の選任について	61
○日程第20 議案第17号 教育委員会委員の任命について	62
○日程第21 発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議について	62
○日程第22 発議案第2号 議員派遣について	63
○日程第23 発議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求 める意見について	64
○日程第24 発議案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について	65
○日程第25 発議案第5号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる 農作物被害対策を求める意見について	66
○日程第26 閉会中の継続調査申し出について	68
○閉 会 宣 告	68

第 3 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第4号))	9月16日	承 認 可 決
2	令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	9月16日	原 案 可 決
3	令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月16日	原 案 可 決
4	令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	9月16日	原 案 可 決
5	令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第2号)	9月16日	原 案 可 決
6	令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	9月16日	原 案 可 決
7	令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	9月16日	原 案 可 決
8	令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月16日	原 案 可 決
9	令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月16日	決算特別委員会 付 託
10	令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月16日	決算特別委員会 付 託
11	上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
12	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
13	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	9月16日	原 案 可 決
14	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	9月16日	原 案 可 決
15	上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	9月16日	原 案 可 決
16	副町長の選任について	9月16日	同 意 可 決
17	教育委員会委員の任命について	9月16日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月15日	
	町の一般行政について質問	9月15日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月15日	報 告
2	委員会所管事務調査報告について	9月15日	報 告
3	令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月15日	報 告
4	令和3年度（令和2年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月15日	報 告
	選 任		
1	常任委員の選任について	9月16日	選 任
2	議会運営委員の選任について	9月16日	選 任
	発 議		
1	議会広報特別委員会設置に関する決議について	9月16日	原 案 可 決
2	議員派遣について	9月16日	原 案 可 決
3	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見について	9月16日	原 案 可 決
4	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について	9月16日	原 案 可 決
5	コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農産物被害対策を求める意見について	9月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	9月16日	原 案 可 決

令和3年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和3年9月15日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議会運営委員長報告
第 3 会期の決定について 9月15日～16日 2日間
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁君
第 5 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 中田 繁利君
第 6 報告第 2号 委員会所管事務調査報告について
第 7 報告第 3号 令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について
第 8 報告第 4号 令和3年度(令和2年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 9 町の一般行政について質問
-

○出席議員（14名）

1番	元井 晴奈君	2番	北條 隆男君
3番	高松 克年君	4番	中瀬 実君
5番	金子 益三君	6番	中澤 良隆君
7番	米沢 義英君	8番	荒生 博一君
9番	佐藤 大輔君	10番	今村 辰義君
11番	小林 啓太君	12番	小田島 久尚君
13番	岡本 康裕君	14番	村上 和子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	齊藤 繁君	副町長	石田 昭彦君
教育長	服部 久和君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会長	井村 昭次君	会計管理者	及川 光一君
総務課長	宮下 正美君	企画商工観光課長	佐藤 雅喜君
町民生活課長	星野 耕司君	保健福祉課長	鈴木 真弓君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	大谷 隆樹君	建設水道課長	狩野 寿志君
教育振興課長	林 敬永君	ラベンダーハイツ所長	谷口 裕二君
町立病院事務長	北川 徳幸君		

○議会事務局出席職員

局長	深山 悟君	次長	飯村 明史君
主事	真鍋 莉奈君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（村上和子君） 御出席、誠に御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 御報告申し上げます。

本定例会は、9月10日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告、教育長から令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告、議会運営委員長から所管事務調査報告がありました。

町長から本定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出があり、その資料として、行政報告とともに、令和3年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

また、選任第1号常任委員の選任について、選任第2号議会運営委員の選任について、議案第16号副町長の選任について及び議案第17号教育委員会委員の任命については、明日16日に配付の予定であります。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（村上和子君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

9番 佐藤大輔君

10番 今村辰義君
を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（村上和子君） 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期日程等の議事運営に関し、審議・決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） ただいまから議会運営委員会の報告を行います。

令和3年度第3回定例会の議事運営等について、審議・決定した内容を御報告いたします。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の議案17件及び報告案件1件、議長からの提出の選任案件2件及び報告案件3件、議員から提出の発議案件5件であり、去る8月25日、9月8日に議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました10件の陳情、要望の取り扱いについて審議をいたしました。

その結果、10件の陳情、要望については、所管の常任委員会で審議し、3件については採択とし、意見書を発議することといたしました。

また、町の一般行政についての質問について審議いたしました。

9月1日正午までの通告期限までに、金子益三議員外4名の議員から通告がありましたので、質問の順序は、先例により通告書を受理した順で、本日15日に5人が質問を行うことといたしました。

質問の要旨は本日配付のとおりであり、方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、9月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを検討した結果、本日から9月16日までの2日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村上和子君） 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

○議長（村上和子君） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議長(村上和子君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 皆さん、おはようございます。

また、早朝より多くの方、傍聴いただきましてありがとうございます。今定例会もどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、行政報告のほうをさせていただきたいと思えます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、去る6月定例会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、基地対策関係についてであります。上富良野町基地対策協議会による令和4年度の防衛施設周辺整備対策に関する要望として、6月25日に北海道防衛局北部方面総監部に対し要望を行い、7月5日から6日には、防衛省及び関係国会議員に対し中央要望を行ってきたところであります。

また、7月27日には、北海道基地対策協議会として、防衛施設周辺整備対策に関する要望を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインにより防衛省に対し要望したところであります。

次に、日本ジオパークネットワークへの新規加盟申請についてであります。8月中旬に予定しておりました現地調査が新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発令により10月に延期となりました。このことから、年内の日本ジオパーク委員会の審査委員会には間に合わないこととなりましたが、来年1月に開催される委員会での審査を受け、年度内に認定されるよう取組を進めてまいります。

次に、夏のイベント関係についてであります。一昨年まで開催していた「花と炎の四季彩まつり」に代わり、町が事務局を担う運営委員会を立ち上

げ、準備を進め、7月10日から18日までの9日間、日の出公園を会場に「ラベンダーフェスタかみふらの2021」と称し、開催したところであります。

新型コロナウイルス感染症対策のため、飲食や密集するプログラムは行わず、ラベンダーのライトアップと花火大会などをオンライン配信と組み合わせて行ったところであります。9日間で町内外から7,800人の方々に御来場いただき、日によっては渋滞が発生し、本年度整備した常設駐車場も満車となるなど、一部で支障を来す場面も見られたところであります。

ライトアップについては、好評を得ておりますことから、改めて、本町が誇るラベンダーの潜在的価値と地域経済への波及の可能性を認識したところであり、来年度以降もライトアップを中心とした、アフターコロナのイベントとして、運営委員会において、実施に向けた協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

このイベントの実施に当たりまして、準備、運営等に御尽力いただきました関係者、また、協賛いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、特定健診等の実施状況についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、7月5日から16日までの日程で実施し、特定健診につきましては975人の方が受診されたところであります。

また、この期間において、高齢者、若年者、かみふっ子健診、国保外の被扶養者特定健診のほか各種がん検診、肝炎ウイルス検診なども併せて実施し、延べ2,237人の方が受診され、結果説明会や家庭訪問等において、糖尿病等の重症化予防に重点を置いた保健指導を行ったところであります。

また、健診会場では、管理栄養士によるインボディ測定を通して、サルコペニア重症化予防に向けた相談を実施したところであります。

今後も町民の皆様が自らの健康について考え、健康的な生活を送るための健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。高齢者及び13歳から64歳までのワクチン接種を希望された方7,354人に対しまして、9月4日で2回目の接種を終え、接種率は77.3%となったところであります。

なお、国ではこの9月より、令和3年1日現在の総人口を分母とした接種率として公表することとしており、それでいくと本町は70.0%となります。

また、小学校6年生で、接種日において12歳に

到達された方とワクチン未接種の方で、希望される方に対しましては、9月13日から16日までの4日間、町としての集団接種を実施しているところであります。

これまでワクチンの個別接種に御協力いただいた医療機関に対しまして、心より感謝申し上げます。

また、未接種者への今後の対応につきましては、富良野圏域の自治体と連携しながら、国、道からの指示も含めて調整してまいります。

次に、農作物の生育状況についてであります。水稲につきましては、平年を上まわる収量が見込まれておりますが、7月から8月上旬の高温、降水量不足の影響により、豆類や馬鈴薯、てん菜などで生育の停滞が見られ、収量、品質への影響が懸念されるところであり、既に収穫が終了している麦類につきましても平年を下回る収量となっております。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保とともに、少しでも良い出来秋となるよう期待しているところであります。

次に、児童・生徒のスポーツ活動等における活躍状況についてであります。小学生については、上富良野ジャガーズ野球少年団が第50回全道少年軟式野球大会富良野支部大会において優勝し、全道大会に出場したところであります。

中学生については、2年ぶりの中体連大会が開催され、女子バスケットボール、男子ソフトテニス、卓球、バレーボールで上川代表決定戦に駒を進めるとともに、陸上競技では、女子の100メートル、800メートル、1,500メートルと4掛ける100メートルリレー、男子砲丸投げで全道大会に出場を果たしました。

高校生については、第74回全国高等学校陸上競技対抗選手権大会において、男子やり投げの伏見洋飛さん、女子4掛ける100メートルリレーの梅井悠希さんが、それぞれ入賞を果たし、福井県で行われた全国大会に出場したところであります。

また、富良野高等学校の国本空良さん、山内貴裕さんが、長野県で行われた全国高等学校総合体育大会少林寺拳法大会において、男子団体演武において3位に入賞したところであります。

コロナ禍の限られた練習環境の中で健闘されました児童・生徒の皆さんに改めて拍手を送るとともに、今後におきましても本町の子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてであります。8月27日から北海道が国による緊急事態宣言の対象地域として発令されたことから、直ちに対策本部会議を開催し、8月28日より町内の公共施設について利用を休止させていただ

いているところであります。

次に、生活等の支援策関係では、春の緊急事態宣言発出期間などにおける認定こども園等の登園自粛による児童の保育料につきまして、日割り計算による減免措置を実施したところであり、5月から7月までの減免額として、4園42名に対しまして、65万9,320円を決定し、各園、保護者の方へ通知させていただきました。

また、現在発出されている緊急事態宣言期間についても同様の対応を実施することで手続を進めているところであります。

また、介護保険料については、8月末日現在で2件、3万7,400円の減免を実施したところであります。

次に、町税、国民健康保険税の関係では、町税を対象とした徴収猶予については、8月末現在、申請はございません。また、国民健康保険税の減免については18件、260万7,700円の減免を実施したところであります。

次に、町独自の新生児特別定額給付金事業については、9月9日現在で26人分の支給を完了しているところであります。

次に、緊急経済対策の関係では、今月末までに融資取扱期間を延長しました町独自のつなぎ融資については、今年度貸付実施分として、8月末現在、総件数10件、融資総額で2,350万円となっております。

なお、このつなぎ融資の取扱期間については来年3月まで延長し、対応を図ることとしたところであります。

次に、町内中小企業の新たな取組を支援する中小企業再構築支援事業についてであります。当初の想定を上回る相談が寄せられたことから、先月16日付で2,400万円を追加する補正予算を専決処分させていただき、受付期間を来月1日まで延長して対応しているところであり、8月末現在で、町内10事業所に計画認定を行ったところであります。

また、観光誘客支援事業については7月から開始したところでありますが、8月中旬から北海道全体の感染者増加に伴い、同月23日から割引制度を活用した宿泊の受付を停止させていただいたところであります。本事業は、8月末までをキャンペーン期間としておりましたが、予算執行状況や感染状況を踏まえ、今後迎える秋・冬のシーズンにおいて再開するよう観光協会と検討しております。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。6月定例会で報告以降に入札執行した建設工事は、9月10日現在、件数で24件、事業費総額2億8,600万3,300円で、本年度累計で32

件、事業費総額4億2,143万5,300円となっております。

なお、お手元に令和3年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上であります。

○議長（村上和子君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 報告第1号例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

令和2年度会計の5月分及び令和3年度会計の5月分から7月分について、検査の概要及び検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、15ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、例月現金出納検査の結果報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第1号例月現金出納検査結果報告についてを終わります。

◎日程第6 報告第2号

○議長（村上和子君） 日程第6 報告第2号委員会所管事務調査報告について報告を求めます。

議会運営委員長、米沢義英君。

○議会運営委員長（米沢義英君） ただいまから報告第2号委員会所管事務調査報告について報告いたします。

次の委員会から会議規則第75条の規定により申

出のあった閉会中の継続審査について、同規則第77条の規定により、別紙のとおり報告があったので提出します。

令和3年9月15日提出、上富良野町議会議長、村上和子。

議会運営委員会委員長、米沢義英。

それでは、議会運営委員会事務調査報告を行います。

調査の結果、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査として申出した次の件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

令和3年9月8日、上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、米沢義英。

それでは、報告いたします。

令和2年4月7日に議長から諮問された議会活性化の推進について、委員会をこの間、開催し、調査しましたので、その結果について、会議規則第77条の規定により、中間報告として御報告いたします。

以下、報告書の朗読をもって報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申出した次の調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和3年9月8日、上富良野町議会議長、村上和子様。

議会運営委員会委員長、米沢義英。

調査件名。

議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、「議会活性化の推進について」です。

調査の経過について申し上げます。

本委員会は、令和2年4月7日の委員会で閉会中の継続調査事件を「議会の会期日程等の議会運営に関する事項」と「議長の諮問に関する事項」は、議長から具体的事件名で諮問された「議会活性化の推進について」に決定し、「より身近で開かれた議会」を実現するための調査を行いました。

令和2年14回、令和3年13回にわたり委員会を開催し、調査及び活性化の取組を行ったので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、議会活性化推進計画策定の目的について。

平成20年12月22日に、町の最高規範である「上富良野町自治基本条例」が施行され、「議会の役割と責務」が明確に位置づけられました。その

後、様々な議会改革や活性化に取り組んできたが、議会及び議員が活性化に向けた達成目標や進捗状況を総体的に共有できていないという反省点を抱えていたことから、これからの活性化を着実に推進して進行管理するために、全体を網羅した「上富良野町議会活性化推進計画(以下「活性化計画」という。)」を策定し、計画的に推進することを目的としました。

2、活性化計画で議会が目指すべき姿として。

地方分権の施行により地方の自主裁量が高まるとともに、議会の存在意義そのものが問われつつあり、「議決機関」としての積極的な議会運営が強く求められてきている。

議会は、「上富良野町自治基本条例」で定めている「議会の役割と責務」、「議会の運営」、「議員の責務」に基づき、議会活性化のメインテーマを『より身近で開かれた議会』に決定しました。その議会活性化の基本政策を、①情報〔情報公開と共有〕、②参加〔町民の参加機会の拡大〕、③機能〔議会・議員の機能向上〕とし、議会活性化を計画的に推進することとしました。

3、活性化計画の策定についてです。

前述の1及び2により、別紙1の調査経過に掲げるとおり、本委員会及び全員協議会での審議を踏まえ、令和2年8月26日をもって活性化計画を策定いたしました。計画期間は策定の日から令和5年8月24日までの4年間とし、評価反省を行った上で、毎年次見直しを行うこととしました。

年次については、議員任期の関係から9月から8月までを1年として管理し、1年次から2年次を前期、3年次から4年次を後期としました。

表は、御覧のとおりでありますので、御高覧いただきたいと思えます。

次に、第4、活性化計画の三つの柱と施策体系について報告いたします。

別紙2「上富良野町議会活性化推進計画の施策体系」とおりでありますので、御高覧いただきたいと思えます。

5、総論(まとめ)。前期の取組についての反省及び評価。

「上富良野町自治基本条例」を基に、議会として初めて議会活性化を進行管理する〔活性化計画〕を策定し、その計画に基づき、着実及び計画的に活性化の各施策に取り組んできました。

しかしながら、活性化に必要と考える施策全てを取り込んだため、予想以上に一つ一つの施策の審議に時間を要したこと、さらには新型コロナウイルス感染拡大防止により、町民からの要望意見や議会審議の過程・結果の説明責任を果たす場である議会懇

談会が開催できなかったことなど、当初計画した2年次22施策について、実行計画どおりに取り組むことができなかった。これらの反省と全議員による評価検証を踏まえ、後期の3年次目以降は十分な審議日程を考慮し、施策数での進行を目指すこととしました。

令和2年8月から審議した施策は、総数43施策中14施策であり、その結果は別紙3のとおりであります。全ての施策を継続事業として、今後、課題解決を行い、着実に実践していくこととしました。

このたび、令和3年第3回定例会において、議長の諮問に基づき、「議会活性化計画」を初めて作成した議会運営委員会として、第1期活性化計画前期分の報告を行い、その審議と実践を終了し、今後、議会運営委員会改選後の後期2年間で残りの施策の審議と実践を進めていくことを確認いたしました。

いずれにしても、試行錯誤の中、議員間における活発な審議・討議を行いながら、本町議会として初めて活性化計画を策定できたことは、今後の議会活動の大きな糧になるとともに、一步前に踏み出すことができることは大きな成果と確信するものであります。

また、議会活性化や議会改革は終わりのなき課題であり、これらの解決に当たっては、常に町民と議会が一体となり、多様な意見やアイデアを出し合い、地方分権時代における議会の存在意義向上のため、さらなる活性化を推進していく考えであります。

なお、3ページから5ページの別紙1、調査経過、6ページの別紙2、活性化推進計画の施策体系、7ページから12ページの別紙3、第1期(前期)活性化推進の計画の令和2年度評価一覧につきましては、既に御高覧いただいていると思えますので説明を省略させていただきます。

なお、今後、議会活性化を進めるに当たっては、議会としての自己変革が一層求められるものと考えております。

以上、議会運営委員会の所管事務として、議長から諮問事項である「議会活性化の推進」についての中間報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御質疑がなければ、これをもって、報告第2号委員会所管事務調査報告について終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議長(村上和子君) 日程第7 報告第3号令和

2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました報告第3号令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についての説明を申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の点検及び評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、町民に公表するものがあります。

この点検・評価の作成に当たりましては、教育に関し、学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、報告書にまとめております。

それでは、点検・評価報告書の1ページを御覧ください。

点検・評価の目的及び内容、議会、町民への公表、評価の手法を記載してあります。

2ページをお開き願います。

2ページには、評価結果について記載しており、令和2年度の評価対象事業は41事業となっておりますが、そのうち5件については、新型コロナウイルス感染予防対策等に不安があることから事業を実施することができませんでした。したがって、36件の評価を行ったところです。

第3表の総合評価ですが、36件の事業中、Aランク評価が21件、Bランク評価が15件となり、C及びDの評価はありませんでした。

3ページを御覧いただきたいと思えます。

教育委員会の活動状況を3ページ及び4ページに記載してございます。

5ページ及び6ページには、参考資料を記載してございます。

7ページ及び8ページには、教育委員会会議の開催状況と議案など、9ページ及び10ページには、教育委員会協議会の開催状況を、11ページから14ページには、学校訪問や行事等の参加など、活動状況を記載してございます。

次に、15ページを御覧いただきたいと思えます。

学校教育班関係を一覧で記載してございます。10項目、17細項目にわたります。

16ページから32ページまでにつきましては、各事業をそれぞれ評価した内容を記載しておりますので、御高覧願いたいと思えます。

次に、33ページを御覧ください。

社会教育班関係を一覧で記載しております。

9項目、24細項目にわたりますが、このうち細

項目の青少年海外派遣人材育成事業、いしずえ大学、女性学級、自主企画芸術鑑賞補助、スポーツ普及活動の五つの事業につきましては、事業を実施することができませんでしたので、これらを除いた19の細項目事業を評価してございます。

34ページから57ページまでは、各事業をそれぞれ評価した内容を記載しておりますので、御高覧願います。

次に、58ページから61ページまでは、教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しているところでございます。

62ページ以降は、参考資料を掲載しているところであります。

以上で、報告第3号令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価報告についての御説明といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） 7ページの教育委員会会議の開催状況と議案等についての関係で、令和2年度第6回、4月28日火曜日に開催された報告案件の中の5番目の「上富良野町いじめ問題審議会委員の委嘱について」についてお聞きいたしたいと思えます。

この審議会委員の委嘱については、何名委嘱をされているのかと。

それから、このいじめ問題審議会が何回か開催されているのかについてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 教育振興課長。

○教育振興課長（林 敬永君） 4番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

いじめ問題審議会等の委員でござりますが、現在15名の委員の皆さんに委嘱状をお渡しさせていただいてございます。

それと、会議につきましては、年一度、2月頃に開催してございます。いじめ問題のアンケート調査を行った後に、委員会のほうに御報告申し上げているところでございます。

以上であります。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって、報告第3号令和2年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第4号

○議長（村上和子君） 日程第8 報告第4号令和3年度(令和2年度決算)健全化判断比率及び資金不

足比率の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました報告第4号令和3年度（令和2年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告申し上げます。

議案を御覧ください。

令和2年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は6.5%、将来負担比率は36.8%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上で、報告第4号令和3年度（令和2年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（村上和子君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御質疑がなければ、これをもって、報告第4号令和3年度（令和2年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第9 町の一般行政について質問

○議長（村上和子君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、5番金子益三君。

○5番（金子益三君） おはようございます。

私は、さきに通告いたしました2項目7点について町長にお伺いをさせていただきます。

その前に、先ほど行政報告でもありましたとおり、本年度、記録的な高温・小雨によりまして、我が町の基幹産業であります農作物の作況状況を見てまいりましたところ、先ほど報告もありましたとおり、大変懸念されるところでございます。種芋につきましては、来年度の分の収穫も見込めないなど、本当に深刻な状況がありましたこと。

また、このコロナ禍により、緊急事態宣言が度重なり延長になり、我が町の商工観光業が非常に大打撃を与えているということに関しましても、町長共に議会といたしましても心を痛めるところであり、

一日も早く元の生活になることをお祈りしていただくとともに、コロナ禍の対策におかれまして、第一線で頑張っている医療関係やソーシャルワーカーの皆様にご心より敬意と感謝を表すところであります。

さて、質問に入らせていただきます。

1点目、行財政運営及び組織機構に対する考えについて、町長にお伺いいたします。

町長は、昨年の12月に御就任以来、既に約9か月が過ぎようとしております。当然のことながら様々な思いをお持ちで、上富良野町のリーダーに手を挙げられて、そして激戦を経て、名実ともに我が町のリーダーになられたことに敬意を表するところでございます。

様々な改革のお気持ちを持つての挑戦、そして御当選されましたので、ここで改めて町長の行財政運営及び機構改革について、そのお考えをお伺いするところでございます。

1点目、我が町の行政は、尾岸元町長のときに大きな行財政改革を行ったところでございます。それはまさに聖域なき行財政改革を余儀なくされ、各課の統廃合や様々な分野での予算の見直し、最大では約100億円の一般会計予算が60億円程度の予算までの切り詰めがあったと記憶しているところでございます。

その当時、今現在配置されております行政のスタッフ制が構築されたと記憶しております。

当時の行財政改革においては、まさにウルトラCにも匹敵する改革であったと私も考えているところでございますが、そこで、町長にお伺いしたいのが、現在において、スタッフ制に関して町長はどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか、メリットやデメリット、そしてまた、スタッフ制によります効果・成果と、さらには弊害について、どのように町長は考えているのか、お伺いいたします。

2点目、ラベンダーハイツの運営について。

町はこの間、公設民営化や民設民営化の考えを持たずに、ラベンダーハイツ事業につきましては、公設公営を続けると提案をされてまいりました。議会もその運営について、赤字部門への一般会計からの繰り出しを行うことも議決をしております。それは、当時の首長でありました向山町長の特別養護老人ホーム、ラベンダーハイツへの強い思いと、また、議会といたしましても、入所されている方々のことを考え、やむを得ず繰り出し補助に対して理解を示したところであります。

そこで、町長にお伺いをいたします。

町長は、今後のラベンダーハイツの運営に関しまして、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺い

たします。

御承知のとおり、この間、年間に約5,500万円を超える一般会計からの繰出金を拠出しながら運営を行っているところであります。このような状況をいつまで続けていかれるのか。

また、町長は、今後どのようにラベンダーハイツの黒字化に向けた運営方針を進めていくのか、お伺いいたします。

3点目、現在、農業振興課及び農業委員会につきましては、JAふらの上富良野支所内に設置されております。このことは、農業者への利便性の向上からということ、ワンストップサービスということで始まった機構改革の一つであると理解をしております。

現在におきましては、JAふらの上富良野支所も北部エリアとして変革いたしまして、当初機構改革が始まったときは、JAも若干さま変わりをしてしていると認識しているところでありますが、そこで、町長にお伺いいたします。

農業振興課と農業委員会をこのまま、外郭団体であります事務所の中に設置を継続していかれるのか、また、役場庁舎に戻す考えがあるのかをお伺いいたします。

併せまして、商工会や観光協会も同様な外郭団体がございますが、それらの組織が入っております建物の中に、この町の商工観光部門などを移設していく考えがあるのかをお伺いいたします。

4点目は、現在、上富良野町は、町長、副町長管理の下に、一部、水道管理者として、町長管理の部門も併せまして、総務課、企画商工観光課、町民生活課、保健福祉課、農業振興課、建設水道課、ラベンダーハイツ、会計管理者、そして町長、副町長、院長の管理の下の上富良野町立病院事務長、教育長管理の下の教育振興課長、議会として、議会事務局長、また、兼務職として、農業委員会の事務局長や選挙管理委員会の書記長、監査委員事務局長、固定資産審査会事務局長の合計11課、36の主幹、もちろんこれにつきましては兼務がありますが、構成されております。

お聞きしたいところが、この11課の体制で、今現在、上富良野町の運営がなされておりますが、現状の上富良野町の諸課題を解決するに当たりまして、この11課が十分な体制であると町長はお考えであるのかをお伺いいたします。

大項目の2点目につきまして、防衛省と上富良野町のつながりについてお伺いいたします。

昨年、65周年を迎えた陸上自衛隊上富良野駐屯地と上富良野町との関係は、言うまでもなく上富良野町のまさに命綱でもあると言えることは斉藤町長

も御理解されてることと思います。この65年に及ぶ力強い絆につきましては、これは一朝一夕に築かれたものではなく、多くの諸先輩の皆様のたゆまぬ努力の結集であり、決してなくしてはならないものと考えるところであります。

この間の過去の防衛大綱におきましても、戦車・火砲の削減計画が上がったりしたときも、時の町長を先頭に、富良野地方自衛隊協力が協力いたしまして、様々な活動を行った結果、上富良野駐屯地の現状規模につながっていると考えるところでございます。

そこで、町長にお伺いをいたします。

1点目、現在、新型コロナウイルス禍ということで、今までのようには、各部隊と協力会のお付き合いがなかなかできなくなっている現状にあります。自衛隊と地域との共存共栄をまちづくりの大きな柱の一つとしている本町にとっては、コロナ禍であるときではあります、さらなる絆の深化に向けた方策が必要と考えますが、町長はどのようにお考えをお持ちでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

2点目、斉藤町長が就任されてから約9か月が過ぎようとしておりますが、この間に防衛省や防衛関係機関への表敬、陳情・要望活動はどのようにされてきたのかお伺いいたすとともに、今後の活動予定については、どうされていくのかをお伺いいたします。

3点目は、上富良野駐屯地は、これまで様々な部隊の改変を繰り返しまして、現状の規模につながっております。町長は、この防衛大綱や中期防衛力整備計画に伴う動きの中で、今後の上富良野駐屯地や上富良野演習場をどのように捉えて、その動きに対してどういった対応をされようとしているのか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、行財政運営及び組織機構に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のスタッフ制に対する考え方についてであります、私自身、上富良野町職員として奉職した以降、昨年、去年の3月末まで、まさにこの組織体制の中で職務に当たってきたところであり、議員の御質問にもあります大きな行財政改革の時期を経験するとともに、旧来の係制からスタッフ制への移行による職責意識の変化についても経験してきたところでもあります。

現在のスタッフ制につきましては、制度導入当時において、極めて厳しい国、地方の財政状況を背景

に職員数の適正な配置による定数管理等が求められており、限られた人員の中で柔軟な行政体制を図ることを目的として導入されたものであります。

町職員から町長へと立場は変わりましたが、基本的な組織運営体制としては、スタッフ制を維持すべきものと考えております。

なお、スタッフ制を中心とした現行の組織運営体制については、制度移行以後一定の年数を経過しており、特に若い職員においては、現行のスタッフ制度しか知らない職員が増えていることから、今年度に入り、その運用の見直しの必要性の有無を含めた検討を指示し、現在、職員の意識アンケート調査を行っているところであります。それらの結果を分析・検討した上で、見直しが必要と判断する場合には、検討するよう指示してまいりたいと考えております。

次に、2点目のラベンダーハイツの運営についてであります。ラベンダーハイツは、特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、居宅介護支援事業を担う地域福祉の拠点施設として、介護保険制度の下に、サービスの利用状況に応じた介護給付費収入を得ながら運営しておりますが、平成27年の介護報酬の減額改定や介護職員の離職等から、利用者の受入れが低迷し、介護給付費収入が大きく減収となり、収支がマイナスとなる経営が続いたところであります。

安定的な運営体制と経営を目指し、平成31年度からは、民間等の介護老人福祉施設と比較し、経費に占める割合が大きい人件費のうち、サービス収入等によって賄うことができない部分などを一般会計からの繰入金として補うこととしたところであります。

このことにより、新たな介護職員を迎え入れることができ、現在は介護職員の体制も整いつつある中で、目標に近い入所・利用で推移している状況にあります。

このような状況を見たとき、町内唯一の老人福祉サービスの拠点であり、前町長が地域福祉の施策に掲げられた思いと努力を私も引き継ぎ、介護士等の人材確保を図り、住民の皆さんの介護の不安をなくし、上富良野町に安心して暮らしていただくための施設として、公営による運営を継続しつつ、さらなる経営改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の農業部門のワンストップサービスにつきましては、それ以前と比べ、事業を進める上で、農業者、JA、行政間の情報伝達や情報共有は十分に改善できたものと感じております。

また、ふらの農協上富良野支所の体制が、ふらの農協北エリア上富良野事務所に令和2年度から変更

となりましたが、基本的には支所制度と大きく変わらず、業務や協議等に支障はないところであります。

農業者の皆様からいただく御意見といたしましては、JA内に農業行政の窓口があることで、補助金などの申請手続においても、その場で農協の営農担当職員、金融担当職員や行政職員が一体的に対応し、ワンストップで手続を済ませることができるようになり、利便性と併せて正確、かつ効率的なサービスの提供を受けられるとの評価をいただいているところであります。

また、農業行政事務においても、経営安定・中山間・各種補助金等に係る事務並びに農業委員会の農業者年金手続に係る協議や確認作業をワンフロアで行えることから、農業行政推進においてもメリットがあったものと感じており、引き続き農業振興課、農業委員会については、ふらの農協上富良野事務所への設置を継続してまいります。

また、商工観光部門の移設に対する御質問であります。商工業の行政手続等で、外郭団体と一体的に行う事務事業の量や、共に連携して行う地域活性化の事業等を考慮していかなければなりません。現在の事務所において連携を取ることで、大きな支障がないと考えており、現在のところ商工観光部門移設の考えは持っておりません。

いずれにいたしましても、事務所の場所に限らず、地域の産業全体の振興をどのように考えていくかを考慮しながら、組織機構全体の中で判断してまいりたいと考えております。

次に、4点目の11課体制に関する御質問であります。課の設置については、1点目の御質問にもありましたが、組織運営体制としてのスタッフ制度とも関連しますが、スタッフ制自体が簡素で柔軟な組織体制を目的としていることから、時限的な行政需要への対応については、専門課長、専門主幹制度などを運用して対応しており、現状の課設置が求められている行政需要とギャップが生じているとは認識しておりませんが、今後の状況や新たな課題へ対応することが求められた際には、現状の定数規模を基本としつつも、柔軟な対応を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの防衛省と上富良野町のつながりに関する3点の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在の上富良野町と陸上自衛隊との関係については、議員御発言のとおり、一朝一夕に築かれたものではなく、多くの皆様の長年の取組によるものと捉えており、まちづくりの大きな柱の一つとなっている中で、これまで様々な場面において取り組まれて

きた皆様の活動に心から敬意を表するとともに、私自身も町長の責務として、これまでの活動を継承し、さらにその発展に尽くしていかなければならないと思っているところでありますが、昨年末の就任時においては、既にコロナ禍の状況となっており、今までとは違う対応を余儀なくされているところがあります。

まず、1点目の地域・協働会と各部隊との絆の深化についてであります。各部隊との地域との絆の深化については、それぞれの関係者による懇談・懇親事業の積み重ねにより醸成されてきたものと認識しております。

議員御指摘のとおり、昨年2月頃から新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、それまで日々の生活で当たり前であった生活様式や経済活動様式が変容し、今日に至っているところであり、特に、これまで皆さんが集まるといふ事業にあつては、ほぼ実施することができず、このことが当たり前となってしまうことを大変危惧しているところがあります。

なお、私の就任以降につきましては、定期的に駐屯地司令や各部隊長との情報交換を行うなど、相互理解を継続する取組を行っており、今般のコロナ禍においては、やれることが限られておりますが、引き続き絆が途切れないような取組を進めてまいります。

次に、2点目の要望活動についてであります。個々の活動については、これまで行政報告の中で御報告させていただいておりますので省略させていただきますが、要望・表敬につきましては、相手方の状況により、直接お会いできる場合は直接伺っておりますが、直接伺えない場合などについては、書面またはオンラインによる要望行動を行ってきているところがあります。

次に、3点目の今後の駐屯地及び演習場に対する対応についてであります。まちづくりにおける駐屯地等の現状規模堅持については大きな課題であり、引き続き関係団体と連携を図りながら、情報収集・要望行動に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、金子議員を初め議員各位におかれましても、自衛隊との共存共栄に向けた様々な取組につきまして、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 再質問させていただきます。

まず、初めのスタッフ制について若干お伺いいた

しますが、まさに町長自身がスタッフ制に移行するときに御経験されたということでございます。

その中で、1点お伺いしたかったのは、町長御自身として、移行された、まさに移行期間を経験されている町長として、現在いる体制でメリットであったりデメリットであったり、また、効果の部分というところをもう少し、分かれば明確に御答弁いただきたいと思っておりますし、職員間にアンケート調査をされているということでございましたが、もちろんそれは、判断の一助とするということはいいいことだと思うのですが、まず、町長御自身として、この体制というのは、今後どういう方向で進めたいのかというところをもう一度質問させてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

スタッフ制についてですが、私自身の感じるところ、メリット、デメリットなのですが、メリットは、先ほども述べさせていただきましたが、行財政改革の中で、行政がすることは変わりませんが、少数精鋭でやらなければならない、柔軟にやらなければならないということ、係制からスタッフ制に、これはスタッフ制でやるしかなかったのかなと、今思えば係制でやることはなかなか、職員数も減っていきましたので。メリットは、少数で柔軟的に行政需要に対応できると、これがメリットかと感じております。

デメリットといたしましては、特にこれは、スタッフ制のデザインといいますか、スタッフ制がそもそも持っているデメリットではないのですか、なかなか運用について、係制からスタッフ制に移った場合、係長という職が一応なくなって、現在では班の主査がそれを担うように、後輩を指導したり、自分自身が管理職になる前のいろいろな仕事を把握したり、そういう訓練の場といいますか、訓練の階段といいますか、そういうものの、これはスタッフ制そのものの欠点ではないのですが、運用について、なかなかこの間、スタッフ制が開始されてから18年目になってはいますが、振り返ってこなかったもので、今申し上げたのは、私個人の職員のとときの感想なのですが、18年目を迎えて、一度皆さんにアンケートを取って、ほかにいろいろな問題点がないかということを検証しながら、今後、進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ちょっと分かりづらかったので、申し訳ないのですけれども、いわゆる町長といたしまして、職員時代に経験されたときに、行財

政改革が進む中において、人員が少ない、限られた人員でやらなければならないということでスタッフ制になったという考えをお持ちなのですか。私としては、そのことは副次的な効果というか、もちろんやむを得ない背景はありましたけれども、あの当時の行財政改革がずっと続いているわけでもありません。

私もこの間、スタッフ制について、導入当時をひもときながら、思い出していろいろ調べさせてもらったのですが、スタッフ制の導入について、そもそもコンセプト、もちろん今言ったところも副次的なものでありますけれども、あの当時、地方分権が叫ばれている時代でありまして、その中で、自主自立的な行政組織の構築が求められているところに、施策の目標を共有するチームというか、それに一定程度の権限を移譲していくことで、それらの意思決定のスピードが、階段を踏んでいくのではなくて、意思決定をするに当たってフラット化を図って、いわゆる課の中での、さらには班の横の連携、自主性を促すことによって、指示待ち型から目的・指向型への組織と改革していくことが目的ということで、当時私も議会に入り立ての頃だったのですけれども、そういった説明を受けて、なるほどなと、分権時代においてはそういうことが必要なのだということも理解したところであります。

一方で、今、町長がおっしゃった中に数々の、本来であれば、パーフェクトに動けば、今言った素晴らしいことが動いていくことなのですけれども、なかなか過渡期においては難しいことがあったと。

ただ、今、町長がおっしゃられたように、18年間たっても、問題になっているところがなかなか解決できないということは、町長自身、どこに何があるかということはお考えでいらっしゃるでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

18年間、問題が大小あって、解決に至らなかったのはどこに問題があるかという御質問かと思いますが、やはり私自身としても、昨年の3月まで職員として両方、係制もスタッフ制も経験してしましたが、なかなか一番の問題といたしますか、一番の原因といたしますか、改善されなかったのは、やはり検証されてこなかったというのが、最初、スタッフ制を導入して以降、メリットといたしますか、やり方も含めて、運用も含めて検証が全体として、部分的に総務課とか個々にはあったのかもしれませんが、全体的に統一的に検証はされてこなかったと記憶いたしますので、その辺が大きな課題かなと思っておりま

す。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 導入当時戸惑いがあった、それが延び延びになっているというような御答弁だったのかというふうに伺いたしますが、当然のことながらうまくいっている課もありましたよね。スタッフ制を執ることによって、まさに課の中、全体で一つの目的に向かってやっていくということもありましたが、一方で、残念ながらそれがちょっとうまくかみ合わずに、忙しい部署は、物すごく忙しい間、なかなかそれが共用してできないという、形はスタッフ制であるけれども、従前のところであるがゆえに、責任の所在がしっかり取れないような体制であったということもあるのではないかなというふうに私も感じているのですが、町長、この御答弁、当初の中においては、基本的にスタッフ制は継続したいということの御答弁であったと思います。

その中で、今、町長が数々御答弁された中において、検証すると。検証することによって、変えていくこともあるということによって理解してよろしいのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

検証して変えていくというのは、スタッフ制を基本に、検証して変えていきますので、どちらかというと、運用をもっとうまくできないのか、その辺を検証して変えていくことになると思います。スタッフ制はそのまま、人数的には、少数精鋭でやらなければならないというのは変わりませんので、スタッフ制を施行しながら運用を適切にしていくというのが、今回の検証の方向性です。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長としては、スタッフ制については、機制的には問題がないと、運用に問題があるということで理解をさせていただいてよろしいですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

機構も、先ほど議員がおっしゃられたように、濃淡、正直言ってあると思うのです。大きい班もあれば、従来と変わらないような小さな班もありますので、変える必要があるのかどうかは別として、その辺も含めて、アンケートでその辺の回答があるのであれば、職員の中から声が出ているのであれば、そ

の辺も含めて考えていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 先がありますので進めますけれども、ぜひいいところはいい、悪いところは悪いというところをしっかりと検証していただいた中で、よりよい運用をやっていただきたいと考えます。もちろん町長部門のところですから、余り言及はいたしません。

2点目について、ラベンダーハイツでございます。

公設公営を引き継ぐということでございましたが、前の特別委員会のときにも、町長はこのように御答弁されていると私も記憶しております。それで、前町長の方針を引き継ぐということでありませう。全国的に見ても全道的に見ても、特別養護老人施設を公設公営でやっているところというのは1割強ぐらいしかありません。あとは、9割近くは民間経営ということで、それが、例えば入所されている人に大きなマイナスがあるとか、そういったことではないというふうになっております。今年度も約5,600万円の拠出を余儀なくされているところでございますが、これらの現状を鑑みたとときに、前町長、本当に強い強い意思で、絶対ここはついの住みかとするのだということは何度も何度も我々議会で答弁されておりましたので、理解をいたします。

どうでしょう、町長、貴重な限られた財源の中において、何が何でも民営化せということでは私はないのですけれども、そういった考えというものを、選択肢の一つとしてお持ちになることはないのかを改めてお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にも一部入れさせてもらったのですが、現在のところ、ラベンダーハイツが町内唯一の特別養護老人ホームということで、一つしかありません。それで、私が思っているのは、高齢の方も介護する方も含めて、町民の皆様が安心して、介護の不安なく過ごしていける。そして、安心して暮らしていけるということが、まず何より大切なことだろうと思っていますので、現時点においては公設公営ということで、前町長の意思を引き継ぐといえますか、同じ考えでいきたいと。

将来的に、将来の選択肢を拘束するとか、そういうことは、まだ将来は不確定ですので、分かりませんが、現時点においては、町内唯一の特別養護老人ホームということで、公設公営を堅持していきたい

と思っています。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） そごがあると駄目なので、私、何も特養を上富良野からなくせと言っていることでは決まっています。もちろん上富良野町の高齢者の方で施設介護を利用しなくてはならない人のために、こういった介護施設というのは、これは私は上富良野町になくてはならないものだというふうに私も強く信じているのですけれども、一方で、まさに運営に関して、五千数百万円を毎年拠出していかなくてはならない。計画の中において、過疎法が通って、計画が準ずれば、ソフト部門にも3,600万円程度の振り分けができると言いますが、しかしながら、それがもしなければ、もっと違う高齢者の施策であったり、また、町長が考えられている子育ての施策であったり、また、ほかのいろいろなソフトにも振り分けることも可能であるというふうに思っているのです。

何度も繰り返しになりますけれども、特養をなくせと言っていることではございません。上富良野町がわざわざ、そういった一般会計から多額の繰り出しを拠出しながらも、公設公営化という道を長く進んでいかざるを得ない、大きなファクターというのか、理由というのは、町長の中で何がそこを公設公営化にさせるのかということ、いま一度お伺いさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

私も上富良野からなくせとか、そういう意味ではなくて、現状においては、ラベンダーハイツが唯一の施設であるということで、将来的にこの施設を民営化とか、そういう選択肢もあるのではないかと趣旨の御質問だと思いますが、民営化云々は、将来分かりません。分かりませんといいますが、どうなるか、どういう形態になるのか、どういう方がやるのか分かりませんし、それについてどうこう言うのはなかなか難しいことでもあります。条件等いろいろ将来の畏怖のことですので、何でもかんでも公設公営という意味ではなく、現時点では公設公営と、これだけは私の方針でありまして、将来的なことについては、まだ答弁はなかなか難しいのかなと思っています。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。これにつきましても、町長の執行方針でありますから、余りとかやく言うことではないかなと。ただ、財政的な部分を考えたり、安定的な介護運営をしていく上で、

一つの選択ソースであるかなというふうに考えると
ころでございます。

3点目のJAの部分であります。

JAのところを残すということ。私も理解できま
した。それはよしとするところでございます。農家
の皆さんにプラスになることですから。

一方で、商工観光はどうなのでしょうという答弁
に聞こえたのですけれども、商工観光については、
農業ほど一体化してやる、事業量が少ないから、そ
こは一緒にしなくてもいいという御答弁だったのか
と思うのですけれども、私としては、同じ上富良野
町の柱の一本でもありますから、ぜひ連携というの
は必要不可欠かなというふうに思っております。
今、町が進めている各観光事業があります。泥流地
帯の映画化であったり、ロケサポであったりとか、
もちろんジオもそうですし、新型のイベント等も、
新たな上富良野の起爆剤となっていく上において、
そういったところも大事ではないかというふうに、
これ私の個人的な考えなのかもしれませんけれど
も、そういうふうに思うものですから、町長とし
ては、商工観光部門についてどのようにお考えか、も
う一度お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお
答えいたします。

農業部門において、連携の量が多いと言ったつも
りは全くございませんで、量については、商工観光
についてもそれなりに重要な事業をやっていると思
いますが、農業の部門で言った意味は、事業の経営
体といたしますか、農業に関しては、国の農水省の交
付金、補助金などを基に、農協と行政と農業者が一
体となって取り組む事業も結構ありまして、量とい
うより質といたしますか、形態がワンストップで一
緒に事業所でやったほうが効率がいいということで、
今の形態になっておりまして、商工観光について
は、もちろん共に町の商工観光を推進していかな
ければならないのですが、形態としては、特に事務
所が一緒でなくても、一緒であれば確かに物理的
な距離は縮まるのですが、特に、事務所が別であ
っても距離的なものを、物理的なものを克服してい
けば、一緒でなくても、今の現状のままでいいの
ではないかという判断で答弁させていただきました。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 農業部門はいいです。それ
は理解しています。

ただ、商工議員として、商工観光も国と各分野と
町と連携してつないで、商工会なり観光協会が受
皿を、当然農業とは、補助金の多寡は別かもしれ
ませんが、やることというのは私は一緒だと思う

のです。量というか、事業の内容が、私としては、
国のしっかりとした補助金なり手続があって、それ
が町が窓口となって商工会と連携して事業者と進
めていく。観光もそうですけれども、そういったこ
とは今後さらに必要なことになっていくのではない
かと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお
答えしたいと思います。

一緒に事務所では、残念ながらいいですか、今
は、金子議員の思いとは別に、別々の事務所なの
ですが、こういう小さな町ですので、距離もそんな
ありません。十分連携は図ってまいりますし、努力
もしたいと思っております。

将来的にはどうなのかということですが、具体的
にスペースの問題とか物理的な問題もありますし、
あくまでも他の市町村ですが、役場の中に入ってい
たり、いろいろな形態があります。入っていない
で、全く独立してやっているところもありますし、
いろいろなことが想定されますし、それを否定する
ことも、いろいろな実例がありますので、他の市町
村は。

ただ、今すぐ役場の商工観光部門が商工会に入
るとか、そういうものは役場全体の中で、組織機
構の中でどうなのだとか、役場全体として、町の
産業をどうするのか、6次化が必要であれば、も
っと商工関係と農協がもっと近いほうがいいの
ではないかとか、そういう話も出てくるかもしれ
ません。役場としては、組織全体のこと、機構改
革も含めて考えると、町の産業をどうするかとい
うことも含めて考えてまいります。

ただ、商工観光部門は商工会と一緒にすればいい
のとか、駄目とか、もちろんそれによってメリッ
トはありますが、それよりももうちょっと、そう
単純ではなくて、もうちょっと深くといいますか、
広くといいますか、産業全体、組織全体のことを
今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 分かりました。そのような
6次化の応援だったりすることもあるというふう
に捉えさせていただきます。

併せて、4点目のところでございます。

時間がないので1点だけお伺いしますが、私、1
1課でやっているのが悪いということは全然言
っていないです。上川管内のいろいろな自治体
を見ても、そういうところになっているのも分か
っています。

その中で、先ほどのスタッフ制にも関わります

けれども、ある程度班を大きく持っているような課というのは、私から見ましても、1人の課長に対する負担というのは大きいかなと見られるところも、なきにしもあらずです。はばかりながら、町長が掲げられました公約、これを実現化していくために、新たなポストのところを新設していくとか、そんな考えはないでしょうか。類似町村、Cランクの町村を見ますと、そういったものを別出ししているようなところも見られておりますが、内部機構のことですから、余り私はそれについて、ああせこうせは言えないかもしれませんけれども、そういった考えがあるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

11課体制についてかと思いますが、現在の11課の体制が将来にわたってもいいか悪いかというのは、それを堅持するというわけではなくて、もちろん現在は11課でやっていますが、将来にわたっては、諸課題、行政需要の変化によって、ウェートが変わったりしてくると思いますので、11課36班集体制というのは、そのときになったときに柔軟に対応していきたいと思っておりますし、11課のままでも、答弁で申し上げたとおり、専門課長という制度も過去にも、現在でももちろん可能なのですが、そういうこともありますので、それらをうまく使って柔軟に行政課題に対応していきたいというのが私の思いです。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 時間がないので2項目目の質問に入らせていただきます。

一括でお伺いいたします。コロナ禍ということで、本当に町長も心痛めながら、今までの活動はできないということを重々承知しております。

そんな中で、どんなことがあっても町と部隊との絆を薄めるわけにはいきませんので、新しい生活様式の中でも構いませんので、そういった中で情報交換をしっかりと深めていただきながらやっていただきたいと考えているところでございますが、その辺をしっかりと御確認したいと考えているところでございます。

それと、表敬についてなのですがすけれども、防衛省も3人以上は駄目だということがあるのも私も承知しております。ですから、以前のように大名行列で行くわけにはいきませんから、それは分かっているところでありますけれども、例えば、そんな中でも小まめに連絡をつないでいく、今までの歴代の諸先輩たちが築いていただいた絆というのを決して切ら

ないようなことをしていくことが得策だと考えております。防衛議員連盟というのも上富良野にはありますので、そういったものも十分活用していただきながら、上手に使っていただいて、やっていただきたいと思っております。

すいません。時間がないので一括で聞きます。

三つ目の、いわゆる防衛大綱、中期防によりまず上富良野駐屯地と演習場の様々な動き、これについて答弁が薄かったかなというふうに感じますので、このことについて、町長、答えられる範囲で構いませんけれども、新たな組織とか、そういったものに対してどのように動きをされていくのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

中期防とか防衛大綱に伴う動きについて、上富良野駐屯地とか上富良野演習場について、どのように動いていくのかという、具体的にどうなのだという御質問かと思っております。

私も陳情するたびといいますが、まだ就任して間もないですので、北部方面も中央の防衛省も2回ほどしか実際に陳情・要望したことはありませんが、そのたびに、現状維持、さらには拡充ということは陳情・要望しております。町長になって日が浅いものですから、前町長と比べてなかなか、いろいろ知り合いなんかも少のうございまして、なかなか苦勞するところでございますが、やはり陳情・要望を継続していくことが、まずは大切なのかなと思っておりますので、これにつきましては、先ほど金子議員おっしゃったとおり、いろいろな団体がありますので、皆さんのお力をおかりして、上富良野の現状、思いというものを中央に届けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ぜひぜひそういったものには、各協力機関は協力、努力は惜しまないと思っておりますので、町長のほうから何とか声をかけていただきながら、様々なところをしっかりとやっていただければというふうに思います。

それで、御承知のとおり、8月の定期異動におきまして、大変残念なことがありました。これは、私、町長が悪いとは言いません。全く言いません。これは、過去の中期防の話の中からはなってきたことではないかなと、そこにたまたまのタイミングで町長になったのだというふうに捉えます。それはそれでいいです。

残念ながら大きく部隊が異動されて、転入される

幹部が少ないというのは、これは大きな国の流れであるということはず理解した上で、そこで、お聞きしたいのが、さっきから言っている大綱、中期防の中でいろいろなものが、西方重視であったりとかミサイル防衛であったりとか、いろいろなものでどんどん変わっていった中において、これまでも上富良野駐屯地は、様々な努力においていろいろな改編、努力によってありました。これを町長として、どういうふうに関後進めていかれながら、現状の規模を堅持していこうと思っているのか、強い御意思をお伺いさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

大綱とか中期防の関係があって、なかなか西・南方重視ということで、特に火力については削減が明記されていて、厳しい中でも過去から皆さんのお力添えがあって、上富良野駐屯地は現状維持してきたという歴史があります。国の方針として厳しいところはありますが、現状維持ということで、陸上自衛隊といえいろいろな部隊があります。施設群も上富良野に来ました。そういうこともありますので、これも上京する際、または防衛局の方とかに会うたびに私は訴えているといえますか、要望しているのですが、上富良野には駐屯地のほかに演習場がありますので、ぜひ演習場は結構、矢臼別は一番大きい演習場ですが、中規模の演習場の中でも大規模に近いくらいの面積の演習場、全国的に見ても広い演習場ですので、ぜひ使ってほしいということと。

そういう訓練状況は、上富良野は非常にいい場所。住民感情も非常に良好な町ですので、ぜひいろいろな部隊、可能な限り。特に、最近ではサイバーとか、新分野もいろいろ陸上自衛隊、防衛省のほうもいろいろな分野が大変だと思えますが、どんな部隊でもよいと思えますか、上富良野で可能な部隊であればぜひ来てほしいということ強く要望していますし、今後も現状維持、拡充に関しましては、条件をつけずといえますか、可能な部隊であればどんな部隊でも構いませんといえますか、それプラス演習場がありますので、非常にいいところ。そして、町民感情も非常にいいところですので、ぜひ上富良野をよろしく願いますということは、続けて要望、PRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 最後に、本当に町の根幹となる、人口のことも含めて、経済のことも含めて、まさに大きな柱でありますし、町の幹を揺るがすことにならないためにも、そこは町長のリーダー

シップを取りながらやっていただきたいと思いますと考えております。

国がやる防衛のことについては、一自治体の議員の我々とやかく言うつもりはありませんが、やはりここは、町長、今おっしゃっていただいたように、駐屯地プラス道場でもあります演習場があります。この演習場の騒音等の影響によりまして、それらを緩和していただける民生安定事業などもしっかりとらっておりますので、それらの拡充なども視野に入れて、駄目ということではなく、共に上富良野と防衛省と発展してきましょうという思いの中で、そういった活動をしていただきたいと思いますし、何よりもパイプがしっかりとできることが、それは政府の方、また部隊の方、さらには国会議員の関係の方というのが非常に大事になってくることは、日々の努力の積み重ねしかないなというふうには感じるところでございますので、最後になりますけれども、ぜひたゆまぬ努力を続けていながら、先ほど言ったいろいろな部隊がありますから、そういった新編の部隊であったりとか、新たな組織の改編の中において、上富良野駐屯地をしっかりと現状規模を堅持していく、人員についても1人も減らさないという、そういった強いお考えがあるのかを、最後にお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

金子議員おっしゃるとおり、強い意思といえますか、私の選挙公約の一つといえますか、駐屯地の堅持、維持・拡充。町の3本柱、農業、商工業、自衛隊、それにも入っておりますので、今後においても今までと変わらぬ努力、そして皆さんの御協力を賜りまして、要望活動等で駐屯地の現状維持・拡充を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番北條隆男君の発言を許します。

○2番（北條隆男君） それでは、始めたいと思えます。

公共施設等のLED化について。

現在、社会教育総合センター、アリーナ天井改修工事で説明がありました照明の水銀灯の生産が2020年で終了し、在庫が5年程度、2025年でなくなると言われている。LED化に変更する説明があったため、それに関連して、さきに通告しましたとおり、1項目2点について町長に伺います。

1点、町が保有する公共施設や街灯の水銀灯をLED化に更新する準備、計画は立てているのか。2025年までに完了するのかを伺います。

2点目、国が省エネを進め、各家庭でもLED化が進んでいる中、町が所有する公共施設の蛍光灯や電球、街灯のナトリウム灯のLED化を積極的に行うべきではないかと思えます。そのための計画を立てて、実行する考えはあるのか、町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の公共施設のLED化に関する2点の御質問であります。関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

照明器具のLED化の必要性につきましては、本年3月に策定いたしました第2期上富良野町地域省エネルギー・新エネルギービジョンにおいても、引き続きその方向性について示しているところであります。

町が保有する既存の公共施設や街灯などの照明・電灯器具のLED化に関しましても、これまで内部において、事業者からの提案を受けるなどにより、検討を進めているところではありますが、具体的な実施計画については、現状では持ち合わせていないところであります。

LED照明器具が一般的な製品として登場した2009年頃からこれまでの間、技術の急速な進歩により、多くの商品が供給されてきたことから、価格の低下などにより着実に普及が進んできたものと認識しております。

これまで、LED導入に伴う初期投資と後年度の維持経費等を勘案すると、早期に実施することが優位との判断には至っていない状況であったことから、これまでの公共施設におけるLED導入に関しては、特に学校施設において、改修時に共用部分などの導入を進めてまいりましたが、初期投資費用の関係から、照明器具の設置箇所が多い教室については蛍光灯を導入した経緯にあります。

しかしながら、これまでのLED化につきましては、温室効果ガスの削減や省エネルギー社会の実現を目標としていたものですが、今回の水銀灯や従来型の蛍光灯器具の製造終了、また、国のエネルギー

基本計画においても、2030年までにストック100%を目指すこととされていることから、LED化への転換は避けられないものと認識しているところであります。

今後、公共施設における照明器具の大部分を占める蛍光灯のLED化につきましては、複数の施設を一括で改修し、初期コストの低減を図る、いわゆるバルクリース方式などを活用し、電気料を含めた更新費用の平準化を図るとともに、大規模施設における水銀灯などの大型照明器具の更新については、バルクリース方式のほか、調整交付金などを活用した施設改修と併せて実施するなど、遅くとも2030年までには全ての更新を終えるよう改修を進めてまいります。

また、街灯のナトリウム灯などのLED化についてであります。各住民会で設置・管理いただいている生活安全灯については、平成23年度から25年度まで、平成31年度及び令和2年度に実施した補助事業を活用いただき、974基のうち930基がLED照明器具に更新されております。

町が管理しております道路照明の街灯は、現在481基となっております。水銀灯やナトリウム灯を取り替える際には、高圧水銀灯の演色性と発光効率改善のために開発されたメタルハイドランプに交換を行っているところであります。

また、街路灯のLED化につきましては、灯具の状態を見ながらLED照明器具に交換を進めているところであり、現在は9基がLED照明器具に更新されております。

「水銀に関する水俣条約」による水銀灯の製造、輸入・輸出禁止や温室効果ガス削減などに伴うLED化の必要性は理解しているところでありますが、連続灯としての照度確保や他の街路灯との配置バランス、灯具の状態などを見ながら、今後の財源確保を含め、研究・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 再質問ですが、2030年までに水銀灯はメタルライトにし、ナトリウム灯は2030年までに、この二つは終わらせるという内容ですよね。ちょっと確認します。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えいたします。

2030年度までに街灯も含めてです。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうすれば、道路だけで4

81基あります。それに室内の水銀灯もありますので、年間にすると、2030年までといたしますと、大体50台から60台は取り替えていかなかったら間に合わない計算です。そこら辺を計画もなしにやることはできないと思うのですが、計画をどういふふうに立てる予定なのか、ちょっと教えてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のところは、計画は立てていないと先ほど答弁したとおりなのですが、2030年度までに全て街灯のメタハラ含めて交換する。蛍光管についてもLED化ということが2030年度まで、ストック100%ということになっていますので、現在のところ計画はありませんが、ここ二、三年のうちには、少なくとも計画を立てて、どのような方法で、蛍光管を含めてバルクリース、補助金などを含めて、どのような方法で更新していくか、その辺の計画を立てる予定です。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、連続灯も街灯の器具にするのか球だけを取り替えるのかという検証も何もしていないのですか、今のところ。頭の2030年しか決めていないということですか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） 2番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

連続灯というのは街路とか、銀座通りですとか東2線通りがやっている連続もございまして。多いのはデザイン灯が多うございまして、球だけ取り替えるとか、灯具を取り替えるだけでなく、安定器の取替えも含めて今後検討していかなければならないのかなという認識であります。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうすれば、電気料はかなり変わってくると思うのです。早ければ早いほど電気代のコストも安くなるし、延ばせば延ばすほど、後でしか安くならないから、投資した分も早く取り返したいのであれば、1年でも早く計画を立て、実行しなければ、電気料はかなりかかっていますから、建物を含めるとかなりのものなのです。そこら辺は全然考えていないということですか、ちょっとお伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに一刻も早く初期投資した分を回収したほうが、計算上といたしますか、多分LEDにした場合は回収できるのかと思いますが、その辺につきましては、地元経済のことも考えながら、いつどういうふうに発注できるのかなど、いろいろ考えながら計画をつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） それでは、水銀灯はあくまでもメタハラに取り替えて、2030年までには見なくてはならないという考えですか。

そうすると、次に、バルクリース方式というのはどういう内容なのか、ちょっと教えてください。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 2番北條議員からありました蛍光灯のLED化に関します関係で、バルクリースの関係につきましては私のほうから御回答させていただきたいと思いますが、いわゆる複数施設の、単純に言いますと、こういうふうについています蛍光灯を一括してリースとして交換しますということで、リース会社のほうにお願いをして取り替えてもらって、それを10年間でリース料としてお支払いしますという契約を結んで、10年たった町のものに変わりますという形になります。そのリース代を、直接初期投資をすると、その時点で更新するための費用を全部お支払いしなければならないのですけれども、リースという形にすると、10年間分割で、リース代はちょっとかかりますけれども、10年間で割れますという形になります。

先ほど言いましたように、LEDにすると電気料が一応下がることになっていますので、単純に言うと、下がった電気料分をリース代に充てると、毎月払っている、財布から出ていくお金は10年間変わりませんという組立てがバルクリース方式と言われているので、そういうものを活用すると、一時的なインシャルコストの負担をしなくていいというのがあるので、そういうのが少し、やり方としてはあるのかなと。

先ほど町長からありましたが、地元の経済ということで、特に、蛍光灯の交換というのは、町の電気屋ができますので、大量のものを一定期間、地元の事業者がやってくれるような形になると、地元経済のほうにも少し効果があるのかなということで、そういう手法を今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 今の総務課長の説明であれば、バルク方式を、両方一遍にやるのではなくて、蛍

光灯だけでも進めるとか、経済効果も考えるのであれば、遅ければ遅いほど電気料の負担が多いということですよね、先延ばしになるから。そうであれば、バルク方式も早めに、やるやらないの結論を2年、3年なんていう話ではないと思うのです、町長。そこはちょっと早めに計画を立てて、町の経済効果も考えた上で、ちょっと検討するという考えはないですか。ここを早く。二、三年先でなかったら答え出せないのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の経済のことを考えて、なるべく町の経済が潤うようにといたしますか、町に経済効果が及ぶようなことをいろいろ、いつがいいのか、この辺を検討して、蛍光灯に関しては、来年ぐらいにでも計画を立てて、バルクリースなどを含めて計画を立ててやっていこうと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） そうであれば、あとは水銀灯だけです。街灯に大体メタハラとナトリウム灯が残るという話になります。それも含めた中でいろいろと考えて計画、3年もたったら残り6年です。それを、経済効果を考えるということは、地元でやるのだから、町からの負担が出てくるのだから、結局、遅れば遅れるほど電気料の安くなる時期が遅くなるという話になるのではないかと思うのですけれども、計画だから、もうちょっと早く、計画がずれることはあっても、もうちょっと計画を早くつくりなかつたら、3年先というのはどうもピンと来ないのです。そこら辺はどうなのですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 2番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

街灯についてかと思えます。今後、水銀はなくなりまして、メタハラに変えていくのですが、先ほど建設水道課長から申したとおり、連続灯については照度、LEDにすると照度が不足してどうなのかということも計算していかなければなりませんし、まだLEDの、蛍光灯に関しては大分価格も低廉になってきたのですが、街灯のLEDの球についてはまだまだ価格もちょっと高めで、しかも照度が不足しているということで、今後の推移を見ていかなければならないのかなと思っております。

少なくとも、先ほど申しましたとおり、水銀灯はメタハラに変わっていく、当面といたしますか、先ほど申ししたとおりです。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） 私の言っているのは、計画の問題で、内容は分かりました。計画を3年も先まで延ばさなくても、計画はつくれるような気がするのですけれども。調べるのは、今どのメーカーでも資料はいっぱいありますから、それを寄せれば、3年かかるとは思わない。そこは短縮できないのですか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） 2番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、街路灯481基ございます。その中で、水銀灯をメタルハライドだったりナトリウムだったり、いろいろありまして、当然調査もしていきながら計画も進めていかなければならないのかと考えています。先ほども説明させていただきましたが、当然交差点の照度ですとか、LEDは輝度は高いですけれども、照度が低いのは北條議員も御存じだと思います。灯具の大きさですとか位置ですとか角度ですとか、そういうものも研究していきながら、今後、計画に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 2番北條隆男君。

○2番（北條隆男君） それでは、早急に検討にかかってくれるという考えでよろしいですか。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） 2番北條議員の御質問にお答えします。

調査も含めながら、計画に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（北條隆男君） 分かりました。質問を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、2番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、8番荒生博一君の発言を許します。

○8番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目について、町長にお伺いいたします。

まず、1項目め、農業者支援についてお伺いいたします。

本年7月から8月上旬にかけて続いた記録的な高温・小雨の影響で、北海道内の農畜産業に多大な影響が出ております。

札幌管区气象台によると、7月の主な22観測地点の平均気温は平年より2.8度高く、降水量は平年の23%で、いずれも7月としての記録を更新いたしました。そして、日照時間は平年の151%に達しました。そのため、夏に生長し、秋に収穫を迎えるタマネギやジャガイモなどの野菜や酪農で飼料

に使う牧草が枯れる被害が相次いでおり、過去にない異常な干ばつの影響による収穫量の激減や品質低下が避けられないと生産者が悲鳴を上げております。

このことを受けて、道農連は8月23日、損失を補填する農業共済金の早期支払いなど、経営安定策強化、酪農経営安定に向けた対策の強化、かんがいシステムの整備などを道に要請し、さらには、新型コロナウイルス感染拡大で消費や価格が低迷する農畜産物の消費拡大策なども併せて求めています。

要請を受けた道は、「今年の気候は例年にないレベルであり、地域の声を聞き、関係団体と連携を取り、農業共済金の早期支払いや低金利の資金融通を関係機関に要請するなどの対策を講じ、さらなる対策を検討する方針である」と、道農連の要請に回答しております。

上富良野町の基幹産業であります農業にも大きな影響が出ていると考えますが、国や道、JAからの支援策だけではなく、100年に一度の最大級の干ばつで危機感を募らせている当町の農業者の来年以降の営農をしっかりとサポートできるよう、上富良野町独自の手厚い農業支援策が強く求められております。

当町におけるこの干ばつに伴う農作物への被害状況について及び想定される農業所得への影響はどのようになるのか。そして、農業者に対する支援についてどうお考えか、町長の見解をお伺いいたします。

次に、2項目め、ヤングケアラーについてお伺いいたします。

ヤングケアラーとは、通学や仕事の傍ら、障がいや病気のある親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子どものことを指します。

介護のために学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースもあるといい、この家族の介護や世話に追われる子どもたち、ヤングケアラーについて、2020年12月から今年の1月にかけて、国は、厚生労働省と文部科学省、両省で初めての実態調査を行っております。

両省による共同プロジェクトチームが行った調査結果が4月に公表され、公立の中学校1,000校と全日制高校350校を抽出し、インターネットで、2年生1万3,000人からの回答によりますと、公立中学生2年生の5.7%、すなわち17人に1人、公立の全日制高校2年生の4.1%、約24人に1人が世話をしている家族がいると回答しております。また、1日平均約4時間がケアに割かれておりました。

共同プロジェクトチームは、5月にヤングケアラーの支援策をまとめ、公表し、政府が6月に閣議決定した経済財政運営指針、骨太の方針には、ヤングケアラーへの支援が初めて明記され、家事に追われる子どもたちの家庭への家事支援サービスなどの新制度や、子どもが利用しやすいオンラインでの相談体制の整備などが施策に盛り込まれております。

今後は、こうした活動を行う民間の支援団体と自治体の連携に補助金を出すことなどを想定しており、民間の力も活用して相談体制の充実を図り、また、家族の世話は当然だと考え、負担の重さを自覚できず、SOSを出しにくいことから、ヤングケアラーの早期発見に向け、ケアマネジャーや相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーといった各分野の専門職への研修など、人材養成の強化も施策の柱としております。

ヤングケアラーは、役割や責任がその年齢にとって負担が大きく、ケアのしんどさは自分では気づけず、不登校ぎみになったり、同世代と過ごす時間が少なく、対人スキルに欠け、孤立し、勉強やクラブ活動、就職活動など、その年代ですべき経験ができないことで、心身の発達や人間関係、社会生活、家庭生活、人生設計に甚大な影響を及ぼすことになり、大きな社会問題であると考えます。

ヤングケアラーについて、町長はどのように受け止め、今後、町ではどのような対応・対策を講じていく考えか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの農業者支援についての御質問にお答えいたします。

本年は、雪解けが順調に進んだものの、5月は雨天が続く、耕起作業を初め播種・移植など、春作業がやや遅れたことから、畑作物については生育に数日程度の遅れが見られたものの、6月には生育が順調に進み、出来秋を期待していたところですが、その後、7月中旬から8月上旬にかけての高温・小雨の影響により、本町の主要作物である馬鈴薯や豆類、てん菜など多くの農作物で収量の落ち込みが見込まれることから、非常に厳しい状況にあると認識しております。

最終的な農業所得への影響については、現時点では、農作物の価格と経費、共済収入保険等の兼ね合いもあり、不確定な状況であります。

次に、農業者に対する支援策につきましては、既に収穫を終えた麦類については、平年より収量がやや減少しておりますが、これから収穫期を迎える主

要作物の水稲、てん菜、豆類、馬鈴薯などの収穫実態を踏まえ、農業改良普及センター、農業共済組合、JA等関係機関と十分に情報共有を図り、共済制度における対応状況などを把握した上で、支援が必要な場合は、来年の営農活動に支障を来さないよう関係機関と連携し、支援を行えるように準備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのヤングケアラーについての御質問にお答えさせていただきます。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族介護、障がい、病気、精神疾患のある保護者や祖父母への介護などや世話、年下の兄弟などの世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーと定義されております。

町では、本年6月に開催しました要保護児童対策地域協議会代表者会議において、北海道旭川児童相談所所長から、ヤングケアラーの対応について、国による実態調査の結果を含め、情報提供をいただきました。

その中で、ヤングケアラーは、一クラスに1人ないし2人の割合であり、本人にヤングケアラーという自覚がないまま、家族への世話をほぼ毎日対応しているという実態について、関係機関の代表者の皆様と情報共有させていただいたところであります。

また、北海道においても、中学2年生と高校2年生全員を対象とした実態調査が8月に実施され、その調査結果の概要については、報道を通じて目にしたところでありますが、近く正式な調査結果について報告いただけるものと理解しているところであります。

町においては、現在のところ該当する児童・生徒がいるという認識を持ち合わせている状況にはありませんが、家庭内の問題は表面化しにくく、お手伝いなどと区別しにくいなど、幼少の頃から当たり前なこととして生活していく過程で、他の家庭とは違うことに気づいたとき、誰にも話せず、孤立化するということもあり得ることから、早期発見、早期対応が重要と理解しているところであります。

今後においても、国、道からの通知に基づき、要保護児童対策地域協議会を主軸に、児童福祉・教育等関係機関と情報連携してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 農業者支援について再質問をさせていただきます。

先般、9月7日になりますが、農業委員会委員の8か所の作柄調査ということで、町長も副町長も、それから我々議員のほうも、午後からになりますが、順に、ビートであるとか豆類、それからジャガイモ等の現状を確認させていただきました。

自身、非常に、もっと大きな影響が出ているのかなど心配していたところもあるのですが、一方では、場所の関係なのか、意外に心配とは裏腹に非常にいい生育状況の作物、また、銘柄もあったと記憶しておりますが、まず、町長が率直に受けた当町の作況調査に伴う現状をどのように受け止めたのか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

作況調査から受けた印象といえますか、率直に申し上げますと、やはり夏の高温・小雨の影響は、先ほど議員おっしゃったとおり、影響が多く出ている作物なんか、いろいろ波はありますが、影響は出ていると感じました。

また、水稲につきましては、特に、収穫というよりは価格が心配だなど、このように、水稲に関しては作況と関係ありませんが、このように感じております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今回の質問に関しましては、まだ9月の段階ということで、この後まだまだ収穫が続きまして、最終的な収量であるとか、また、それぞれの作柄の単価等々も、多分記憶によると11月の中旬とか終わりぐらいにははっきりとした状況が見えてくるのではないかと感じております。

そのような中、御答弁では、しっかりとそういった最終結果を受けて、関係機関との連携、また、情報の共有を図り、支援に努めてまいりたいということでしたので、私からこの件に関しましては、先の収量、それから単価等もありますので、お願いをさせていただきますと、1点だけです。

世界農林業センサス2015年の統計では、当町の農家戸数は257戸であります。過去に遡りますと、平成7年になりますが、594戸の農家戸数があり、25年で約250戸、農家の戸数が減少しております。

また、この間、何度か議会でも言わせていただいておりますけれども、当町の農家戸数は、10年後には150戸になるであろうということも、非常に後継者の問題であったり、高齢化に伴うもので、これ本当に致し方ないということで、ある種諦めではあるのですが、こういった干ばつ、それから

小雨、そして冷害など、自然現象に伴って次年度以降営業ができず、営農を諦めるということだけではなほしくありませんので、R2年の数字で申し上げますと、当町の農家戸数は251戸ということで記憶しておりますが、町長、251戸の農家の皆さんをぜひ守ってください。そういった形で、今後想定される農業被害に際して、強い意思で対応していただくというお声を聞かせてください。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

まだ9月の段階で不確定な要素が多々ありますが、今後に向けて想定されるあらゆることといえますか、考えられることは想定して、農家の皆さんの営農に影響が出ないような準備を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） それでは、しっかりと準備をしていただき、来たる収穫期に合わせて様々な対策、支援を講じていただくことをお願いし、2項目めの再質問に入らせていただきます。

御答弁では、やはりヤングケアラーに関しては、早期の対応であるとか、発見が重要であるということと理解されているということとございました。

この早期発見には、しっかりとした裏づけがありまして、アメリカの研究機関によりますと、早期支援が重要な裏づけとして、子ども時代の家族との関係や家庭に関する10項目の小児期逆境体験、これは、Adverse Childhood Experiencesと申しまして、ACEという略で言われております。

また、大人になってからの健康状態や仕事でのパフォーマンスなどと相関関係を調べた研究の事例を申し上げますと、ACE、今申し上げました小児期の逆境体験が多いほど、大人になってから抗鬱剤を処方されている割合やアルコール依存症になる例が多く、そしてまた、自殺願望を抱き、そういった自殺自体を機とする経験割合などが非常に高いという研究結果が出ております。

また逆の、逆境体験ではなく、ポジティブな事例のPCEというものもありまして、Positive Childhood Experiencesですけれども、こちらによります調査では、子ども時代のポジティブな体験により、家族との良好な関係や地域コミュニティへの所属感覚、教師や周りの大人、友達とのよい関係など、7項目のPCEの数が多いほど、大人になってから精神的な健康状態がよくなり、社会的、情緒的に支えられていると感じる割合が非常に多いという回答の結果からも、やはりこういった事例は速やかに早期発見、そして対処が重要であるということ

は研究結果で出ております。

まず、こういった結果を含め、町長の受け止めとして、このヤングケアラー問題に対する早期発見の重要性に関して確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

早期発見、早期対応というのが、私の答弁でも答えさせていただいたとおり、早いうちにそういうものを発見していくということが非常に重要なことだろうと私も思っています。

そのためには、やはり関係機関、特に児童相談所などと連携を密にして、なかなかお手伝いなのかどうなのか見分けが、一見分からないところも多々あると思います。専門家の方と関係を密にして、早期発見、早期対応に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） さきに申し上げました厚生労働省と文部科学省、両省によるプロジェクトチームのお話はさせていただきましたが、プロジェクトチームの報告によりますと、国では、来年度から3か年を集中の取組期間としており、今から申し上げます五つの点を実施するというところで報告がございます。

まず1点目、自治体による独自の実態調査を推進。そして2点目、介護、福祉、医療、教育など各分野の専門職に研修を実施し、他関連機関連携の支援マニュアルを策定する。3点目、SNSなどを活用した相談体制の整備、充実を図る。4点目、若い兄弟のケアを担う子どもがいる家庭の家事支援サービスを検討すること。そして、最後の5点目として、ヤングケアラーに対する理解を促すため、学校にリーフレットを配布するなどし、対象児童である中学生、高校生の認知度5割を目標とすると掲げております。

御答弁でもありました、町長のおっしゃいます要保護児童対策地域協議会を主軸に、児童福祉・教育等関係機関と情報連携し、取り組んでいくという理解で、再度確認しますが、よろしかったでしょうか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

御質問にありましたとおり、今後においても国、道、特に道は、昨今、新聞報道等にありまして、間もなくいろいろ通知等が発せられるのかなと思っております。それらに基づいて、要保護児童対策地域

協議会を主軸に、児童福祉・教育等関係機関と連携して、この問題に当たっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） まだ本当にこれから国でも次年度以降、3年間かけて集中的に取り組むという事例でございまして、また、御答弁にありました、道内の8月の調査、報道で知り得たということで、町長の御答弁の報道というのが、9月10日の北海道新聞によるものかと思われませんが、道内の対象児童、高校2年生、中学2年生の全体の3%を超える数がヤングケアラーと思われる児童であるという数字が実際に出されております。

本当に现阶段では、私も課題提起として捉えておりますので、しっかりと次年度以降、道からの施策指示なのか、国によるものかは別ですけれども、こういった諸問題、我々の幼少期には余り耳にすることもなく、正直、ヤングケアラーという言葉は、恥ずかしながら私も去年の夏に初めて聞いたワードで、人を介護、また、お世話をするケアにERをつけて、ケアラーという言葉は10年ほど前から耳にしておりましたが、本当にヤングケアラーという言葉、最近、自身も知りまして、ちょっと奥深いところまで勉強した結果、やはり国も同様に、こういった課題を認識しております、今年の6月の厚生労働副大臣の記事を見ましたら、やはりこういった社会問題を解決すべく対策、また、施策を実施できなかったことを非常に、2年前から課題を認識していたけれども、できなかったことを悔やんでいるという記事も新聞報道で読んだことがあります。

本当にこれからしっかりとこういったケアが必要かと思っておりますので、最後に、もう一度町長に、このヤングケアラー問題、どのように町でしっかりと対応、対策を講じていくか、今後の実態調査も含めて、段階的なお話になりますけれども、最後、御意見を聞かせていただきまして、質問に代えさせていただきます。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番荒生議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの繰り返しになるかと思いますが、国、道から通知があれば、実態調査等の要請があれば、もちろん町でもそういうことをいたしますし、関係機関とともに、専門家とともに、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

以上をもちまして、8番荒生博一君の一般質問を

終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は1時です。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（村上和子君） 昼食前に引き続き、会議を再開いたします。

暑い方は、どうぞ上着を脱いでいただいて結構でございます。

次に、7番米沢義英君の発言を許します。

○7番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました5項目について質問いたします。

第1点目は、高温と雨不足による農業被害状況等の対応について伺います。

近年は、高温が続くという異常な気候になってきております。その背景には、温暖化に原因があると言われております。上富良野町においても、高温と雨不足により、小麦、ビート、芋、豆類を初め、タマネギ、カボチャなどの畑作物が収量、品質共に大幅に落ち込むのではないかと予想されるという状況にあります。

また、ある生産者の方に至っては、このままの状況では、農業を営むことができない、こういう声も聞かれるという状況であり、生産者の間では、今後の営農にも大きな影響が出るのではと、声が広がっているという状況にあります。

また、米農家に至っては、食生活の変化やコロナ禍により、外食産業での需要量が落ち込み、米の取引価格も大幅に下がるのではないかとされています。ある農家の人は、今でも生産費が高くなっている状況の中で、最低でも1俵1万5,000円なければ経営することができないのに、これが1万1,000円、または1万円を下るといった状況になれば、生活あるいは生産を続けることが困難になるのではないかとこの声が広がるという状況になっております。

農業は町の基幹産業であり、農業生産が落ち込めば地域の経済にも悪い影響を与えることは当然であります。町としても現状をしっかりと把握し、農業を支える対策がどうしても必要と考えますが、次の項目について伺います。

1点目には、高温・雨不足による畑作物の被害状況等について伺います。

二つ目には、今後の営農ができるような資金繰りや税の減免など、支援策についてどのようにお考えなのか、伺います。

次に、コロナ禍における支援策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大で、緊急事態宣言が9月12日まで発令されましたが、さらに感染拡大が広がりを見せる中で、9月30日まで再延長される事態になりました。ある宿泊業者では、予約のキャンセルがあるという状況。また、小売・飲食業に至っては、長引くコロナ禍によって売上げが落ちて大変だと、こういう声が聞かれます。度重なる緊急事態宣言により、多くの事業主や経営者からは、このままでは経営の継続はさらに厳しくなるという切実な声が寄せられているという状況にあります。

昨年までは、国の支援策として、家賃補助、持続化給付金等がありました。今年度から制度が打ち切られるなど、こういった部分に対する積極的な支援を求める声の上富良野町にもあります。この間も経営者は、国や町などの支援を受けながら、誘客の対応をしてきました。何とか持ちこたえてきましたが、しかし、それでも厳しい経営状況はいまだに脱し切れていないという状況があります。

この現状を踏まえ、行政として、町のにぎわいを維持するためにも、給付型の支援、融資、デリバリーサービス、商品券発行、独り親家庭・所得の少ない世帯への支援などがどうしても必要と考えますが、いかがでしょうか。これらの問題については、6月議会でも質問してきました。町長は、今後の状況を見ながら関係機関と協議をすると述べていましたが、これらについて、今後の対応について伺います。

次に、新型コロナ感染拡大の下でのPCR検査について伺います。

これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、これまで感染しにくいとされてきた子どもへの感染が全国的に増えてきている状況にあります。最近では、小中高生、保育園や学童保育などでの感染が広がり、休校や休園、学級閉鎖などの対応が現場では迫られるという状況が見受けられます。これらは対岸の出来事ではありません。町においても感染者が出ているという状況を考えれば、引き続き町としての感染対策が必要になっていると考えます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のためには、当然ながらワクチン接種、従来のマスク、手洗い、消毒、密を避けることを基本に、PCR検査などで感染者を速やかに発見、保護、治療するなど、無症状感染者対策がどうしても必要と考えます。今、学校や保育園などでは、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まない対策を取りながら、毎日子どもたちと接している状況があります。

また、保護者においては、安心して子供たちを見られる場所があるからこそ仕事ができる、そういうことではないでしょうか。これは、安心・安全な

環境を守るのは社会の役割、行政の役割、そのためにも児童・生徒、子どもたちや関係者にPCR検査を実施することがどうしても必要になっていると考えますが、この点について、引き続き町の見解を求めます。

次に、北30号排水路、側溝の整備について伺います。

ここは大雨が降ると、出入りに埋設されている側溝が雨水を処理できなくなり、自宅前の出入りが冠水するという事態になっております。この間も町で幾分か対応はしておりますが、しかし、根本的な解決には至っておりません。要因としては、降水量はもとにより、雨量を受け止め流す構造になっていない、これが原因ではないでしょうか、以前から改善の要望も出されていますが、いまだにきっちりとした対策が取れておりません。この点について、今後の対応について伺います。

以上は、町長です。

次に、生理用品について伺います。

コロナ禍で、経済的な事情で生理用品が購入できないなど、生理の貧困が社会問題になっています。生理の貧困は、経済的な理由だけが原因ではなく、配偶者からのDV、保護者からのネグレクト、教育放棄など、親の理解が得られない、自己で言うのは恥ずかしいなど、生理用品の購入が難しいなどの様々なケースが見受けられます。

生理は女性だけの現象ではありますが、男性や社会の理解も当然必要です。学校においては、急に体調が変化したときに、生理用品が必要になった場合、保健室に常備してあります。

また、聞きますと、友達間、生徒同士で貸し借りで対応している場合もあります。借りたときには、返却は本人任せのことであり、強制はしていないということでもあります。

全国で生理用品を手に取りやすい場所に設置を求める運動が広がっています。運動の広がりの中で、国においても生理用品に関わる臨時的な財政措置がされました。その中では、生徒・学生の支援、手に取りやすい場所(トイレを含む)などの対応も必要との方向性も示されました。

町においても、児童や生徒に寄り添った対応が必要と考えますが、現状と今後の対応について、教育長の見解を求めます。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 7番米沢議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの高湿・雨不足による農業被害状況と今後の対応に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の高温・雨不足による農作物の被害状況についてであります。さきの荒生議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、7月から8月上旬における高温・小雨により、馬鈴薯、豆類、てん菜などに生育不足が見られ、多くの作物で収量の落ち込みが見込まれる状況にあると認識しております。

次に、2点目の支援策についてであります。出来秋の実態を踏まえるとともに、共済組合、JA等の対応状況などを踏まえ、町の支援の在り方について検討し、来年の営農に支障を来さないよう対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のコロナ禍における支援についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染により、本町の事業者にも大きな影響が続いており、私も経済対策は必須のものと理解しております。

4月以降、経営環境対応特別融資資金利子等補給、中小企業再構築支援事業補助、観光誘客促進支援事業補助の3事業を行っているところであり、これらについては、予算の拡充や期間の延長など柔軟に対応しながら、町内事業者への支援に努めているところであります。

また、商工会、観光協会など、町内の経済団体と協議により、商品券や各種クーポンなど支援策の検討を続けてまいりましたが、緊急事態宣言の発出や感染者の動向などを考慮し、現時点においては事業者への直接給付が支援策として有効と判断したことから、町内事業者を対象とした「中小企業経営継続奨励助成事業」の補正予算を本定例会に上程させていただいたところであり、年末に向け、売上げの減少した事業者に対し、給付金を支給するよう取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の新型コロナ感染拡大の下でのPCR検査についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年1月に国内初めての感染者が確認されてから1年8か月が経過し、ウイルスも変異を重ね、今日では、感染力が高いと言われているデルタ株に置き換わり、議員御発言のとおり、子どもたちへの感染の広がりも懸念されているところであります。

そのようなことから、町においては、国、道と連動してワクチンの接種に全力で取り組んできたところであり、町外からの通勤者であっても、教職員を含め、児童・生徒に関わる町内の事業所の従事者にあっては、本町でのワクチン接種を希望される方には積極的に対応を図っているところであります。

また、御質問にあります無症状感染者対策として

のPCR検査につきましては、少なくとも2,000人規模の検査を定期的実施する必要があり、町の事業として実施するには課題が大きいものと受け止めております。

第5波と言われる子どもたちを含めた若い世代への感染拡大の傾向にある中で、国においては、学校等へ抗原検査キットを順次配布しているところでありますので、これらも有効に活用していくことが大切なことと受け止めております。

いずれにいたしましても、ウィズコロナの中にあっても社会経済活動を確保していくためにも、ワクチン接種と検査体制の充実は重要なことですので、国の責務においてしっかりと対応が図られるよう要望してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の北30号側溝整備についての御質問にお答えいたします。

当該箇所側溝につきましては、道道美沢上富良野線からJR踏切までの区間の雨水が流れ込み、末端はJR横断と国道横断があり、最終的には北海道管理の江幌完別川に流入しております。それぞれの横断管の管径は全て900ミリとなっておりますが、素堀側溝区間もあり、流域が広範囲であることから、大雨の際、土砂の堆積などによって周辺地域に冠水被害をもたらした経緯にあります。

平成29年には土砂上げを行い、平成31年には素堀側溝延長52メートルをV400のトラフ側溝排水路に改良施工を実施したところであります。その後も定期的なパトロールを行うとともに、状況に応じて土砂上げ等を行うことで、住宅への出入りに支障を来すような状況は改善されたものと理解しておりますが、根本的な解決には、横断する管の整備が必要であり、莫大な費用を要することから、流末処理につきましては、地権者のJRや開発局などの関係機関と改善に向け、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員の5項目目、生理用品についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的困窮等の理由により、生理用品を十分に手に入れることができない生理の貧困が社会問題として関心を集めています。背景としては、経済的理由以外にも、家庭における様々な問題があるものと理解しているところであります。

本町におきまして、経済的理由で生理用品が買えないかどうかの調査などを実施していないことか

ら、その要因を探ることはできませんが、学校では、予測しなかった生理の開始時や忘れてしまったときなど、不測の事態の折に、保健室に常備してある生理用品を必要な児童・生徒に提供しているところであります。

生理用品の配置につきましては、単に貧困だけの問題としてだけではなく、先生に打ち明けなくても自由に使えるようにすることで、プライバシーの保護や精神的な負担が和らぐようにすることも重要なことですので、学校との協議が調い次第、女子トイレ内に生理用品を配置するよう取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 同僚議員もこの点について質問いたしました。改めて町長に確認いたしますが、被害状況というのは、今、農家の人はずっと聞き取りも行ってきました。大変深刻なのは、やはりもう既に投資をしているということですね。最近、膨大な耕作面積を持たないと経営ができないという状況もありますが、同時に、必要な経費もかかって大変だという声も聞かれます。

そういう状況の中で、今回、高温と雨不足によって被害が出るという状況になっております。そのことを考えれば、当然今後の営農を続けるための環境がなければ、経営することができないということは明らかだと思いますが、まず、この点について、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

先日の作況調査も私と議員の皆さん方も一緒に回ったとおり、作柄に関しては悪いところも見受けられます。

ただ、所得になると、また、いろいろな要素が絡んできまして、作柄は悪いということは分かりましたが、大体予想はつくのですが、価格がどうか、経費がもちろんかかっています。共済の収入保証保険に入っている方は支払いがどうなるのか、それらも含めて、結果的に所得がどうかということ、今の段階ではまだ確定はできないということで、それらに向けて、今後、これから冬に向けて、想定できるもの、考えられることは、それが確定してから準備するのではなくて、今のうちから想定して準備していくということは、先ほども申し上げたとおりです。

農家の方が心配なく営農を続けていくということは、上富良野におきまして農業は基幹産業の一つでありますので、これらの心配がないような、施策も

含めて準備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ対応を取っていただきたいと思っております。

それで、共済も、農家の方に聞きますと、収入保証制度という制度、作物それぞれにおける共済制度があって、補償額も順次違って来るわけでありませう。

また、同時に青色申告、白色申告によって、その共済が受けられるかどうかということも、基本は、青色申告でなければ、こういった共済制度の対象にはならないというような話が出てきておりました。

この間、農家の人たちは、これでは駄目だと。白色に対してもきっちりとした補填ができるようにしてほしいという形の働きかけを行いながら、国のほうも今後、これに対応するような状況が見受けられるという話も聞きました。

それで、共済は、申告が終わった段階で、ですから、年明けなのでしょうが、確定するまでになりますと、翌年度、いわゆる4月ぐらいでないという状況になります。これでは、仮に被害状況が増えて経営ができないということになれば、こういった部分に対する速やかな補填を働きかけなければなりませんし、また、共済関係だとか国に対してもなのですが。

また、同時に町としても、これに対するしっかりとした支援策を取らなければならないと私は考えておりますが、この点については、町長、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、共済、収入保証保険は、通常、年明けに支払われると申しますか、補填されます。農家の方には、今後、11月、12月の年末が、今までかかってきた資材等の精算の時期に入ってきました、資金がショートするおそれがあります。議員おっしゃるとおりです。

それで、町といたしましては、共済ですとか収入保証等に対して、前倒して年内に払ってほしいということは要望していきたいと思っておりますし、もしそれがかなわない場合でも、資金がショートしないような手当てはしなければならぬのかと、それは想定しているところであります。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ぜひ状況を見極めながら、

あらゆる支援策をぜひお願いしたいと思います。これを機会に、切実な声でいえば、農家をもうやめるかなというような、後継者不足だとかいろいろありまして、そういう声も聞かれますので、しっかりと基幹産業の農業を守るということは、町長自身もおっしゃっておりますが、地域の産業を守り、地域の経済も守りますから、お金も当然地域に回っていきますので、相乗効果があると思いますので、ぜひ税の減免なども含めたいろいろな対策をぜひ考えていただいて、国に対しても積極的に働きかけていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、農業は上富良野の基幹産業、大事な産業ですので、しっかりとこの現状を国に伝えて、上富の産業を守っていくように努めてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次に、コロナ禍における支援策についてお伺いいたします。

町においてもこの間いろいろと支援策を講じながら、町の事業者の方たちを支えるという取組をしてきました。

そういう中で、また新たに緊急事態が、12日までだったのが30日まで延長されるという状況の中で、事業主の方、経営者の方が本当に大変な状況です。これは、飲食業にとどまることなく、聞きましたら、いろいろな業種にその影が落ちてきているという状況になってきています。ですから、こういったところに対する支援策というのは本当に大切になってきているというふうに思います。

ある宿泊業を営む方に至っては、ここに来て、何とか緊急事態宣言も収まりそうかなと思って、いろいろと予約も取ったけれども、また延長の中でキャンセルが続くというような状況になったという話がありました。

また、一般の経営されている皆さん方に至っても、やはり人の動きがないので、売上げは2年前から比べてもかなり落ち込んでいるというような、そういう状況であります。やはりそういうことを考えれば、きっちりとした支援策を相乗的にいながら、経営を支えるような対策がどうしても必要だというふうに考えます。

そこで、まず、今の現状認識についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

米沢議員のおっしゃったとおりといたしますか、緊急事態宣言が発出され、そしてまた延長されております。このような中で、飲食、そして宿泊なんかを含んだ観光産業は、シルバーウイークも控えているのですが、そんな中で非常に大きな痛手といたしますか、インパクトになったなど。

議員御指摘のとおり、飲食、宿泊、観光以外にも広く、やはり人流を抑えるような緊急事態宣言ですので、なるべく外出しないでくださいということで、サービス業につながる製造業なんかもそうなのでしょうが、全体的に、特に上富良野においては、サービス業の割合が多いと思いますので、特定の業種だけがコロナの影響を受けているというわけではなく、広くコロナ禍の影響があると認識しております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 状況は町長もおっしゃるとおりであります。また同時に、仕事の確保ができない、独り親家庭だとか、そういった所得の少ない方にもやはり影響が出るというふうに思いますし、将来的には、年末に向けて消費を喚起するようなクーポンや商品券発行など、大変次から次、申し上げて申し訳ないのですが、町にも限界があると思いますが、しかし、私は言わざるを得ないのですね、こういう現状を考えたときに、きっちりとしたそういった対策も含めて、給付も当然必要であります。住民に対しても喚起するような対策が一方でも必要だと思いますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

産業界もちろんそうなのですが、雇用されている方、独り親の方なども含めて、雇用環境もコロナの前と比べて、今現在においては結構悪くなってきているのかなというふうに、特にサービスといたしますか、小売なんかでは閉めているところも、夜の飲食なんかでも閉めているところもあって、そこら辺で雇用されている方にとっては収入が途絶えているのかどうか、その辺は非常に憂慮しているところでございます。今後、年末に向けて、そのような方に対する支援策はどうなっているのか、どうする予定かという御質問かと思いますが、現時点では、今の9月の段階ではまだ白紙の段階であります。コロナの支援金等が国のほうから補助金等が、交付金があれば、それらも含めて検討するようになるのかなど。現段階では、今のところまだ白紙

ということになっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） いろいろと状況の変化というものがありますから、ぜひその状況の変化も見極めながら、本当に困っている人たちの支援策として、いろいろな対策をぜひ打ち出していきたいと思っております。

国の地域創生の交付金もあれば、本当に自治体も助かるわけなのですが、これもなかなか出てこないという状況でありますので、ぜひ働きかけていただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大、PCR検査についてお伺いいたします。

この点については、最近、北海道新聞等においても、直近の1週間、その前という形のコロナの上富良野町の感染者数も8名、6名、4名ぐらいでしたか、出ているかというふうに思います。やはり今までにない町内の感染者数が増えてきているという状況で、これは増えてほしくはありませんが、それに対応する対策というのが何よりも求められております。

確かにこの間も何回も質問させていただいて申し訳ありませんが、やはり子どもの命と健康を守る、そういう人たちの体を守るということであれば、未然に無症状感染者を見つけ出して、定期的な検査も行っ、感染拡大が分かれば対処するという点で効果的だと言われております。基本は、ワクチン接種とふだんの消毒とかをしながら対応しなければなりません。

この点について、国の交付金が来ないという状況が前からありますが、町独自としてこれをするということは、財源的にはかなり厳しいと思っておりますが、こういうことは考えられないということなのですが、考える必要があると思っておりますが、この点お伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

PCR検査を実施してはという御質問かと思いません。以前と同様の回答となるかと思っておりますが、なかなか、いつでもどこでも誰でも、何回でもというのは大切なことです。ワクチン接種のほかにも、そういうPCR検査が誰でも受けられるということは非常に重要なことではあるのですが、なかなか一つの自治体でそれを実施するというのは、非常に財政的にも、手間も暇もお金もかかって、難しいというふうに以前からお答えさせてもらっています。

ただ、そういうことを道、国に、ぜひ国の責任で

そういう体制をとということは、もちろん自治体のみならず多くの市民団体等から声は出ているかと思っております。国にも届いているかと思っております。

その結果として、やはり先ほど申しました抗原検査キットが今回、児童福祉施設とか高齢者福祉施設に配布されておりますので、やはりこういう声を国、道に届けていくことが、PCR、抗原検査も含めて、無症状の方をどうするかという問題、やはり国、道に声を届けていくことが重要なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 学校等への抗原検査キットの配布について答弁されましたが、しかし、抗原検査キットは条件があります。基本は教職員が対象、以外でもそうなのですが、対象であります。そうしますと、子どもたちは特例で、もしもそういった症状が出てきたときに、初めてこのキット検査が受けられるという状況にあります。受けるためには、先生や保護者の立会い、あるいは先生等は研修を受け、そういう中で初めてこの検査ができるという環境があります。

ですから、必ずしもこれが全てではないということは、私よりも御存じだと思いますので、こういった部分に対しても、無条件にきっちりとして全てを対象に提供できるような対策を自治体としても求めなければならぬのだと私は思うのですが、この点、町長、どのようにお考えですか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、抗原検査キットの使用については結構細かい条件がついています。原則、先生用ですということです。生徒に使っても構わないのですが、その場合は、研修を受けた方がします。保護者の方からは事前に承諾書ももらっておいてくださいなど、事細かなルールが決まっております。なかなか煩雑であります。現状の研修を受けたり、そういうことの支援を含めて、抗原検査キットが配られたということは事実でありますので、これを活用しない方法はないと思っております。できるだけ制度をもっと簡便にという声もありますが、とりあえずは今の制度の下で、抗原検査キットを有効に活用していくのが、まず第一かなと思っております。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 許容範囲というか、条件が制約された中で、ぜひいろいろな取組をしていただきたいと思っております。

この間、学校等においてもコロナが発症したとき

には、こういったPCR検査か抗原検査か分かりませんが、実施された実績も町の中にありますので、そういった場合には、ぜひ速やかに対応していただきたいと思っております。

次に、北30号の側溝整備について、排水路整備について伺います。

確かに流末を見ますと、東側から西側のほうに、JRの鉄道をまたいで流れるというような状況になっています。非常に複雑な地形であるということは分かります。

ただ、地元の人の意見を聞きましたら、そういういろいろな町としても財政的な、お金、莫大な表現になっておりますけれども、かかりますけれども、地元の人にしたら、地先のの人にしたら、大雨が降って排水管が流れなくて、あふれ出てじゃぶじゃぶなのです。僕も見ましたけれども、最近はありませんけれども。そうすると、そういったときに、いろいろと土砂上げとかをしたとしても限界があります。

そのときに、何を望んでいるかということなのです。水を放流することも一つの対策ではないかと思えます。やはりそういった小さなことでも、地先の人にしてみれば、やっぱり望んでいるわけですから、そういった対策を取りながら、この問題の当面の対策と将来の対策と併せながら、これを解決しなければならない問題だというふうに思えます。こういった問題は、ほかにもいろいろなケース等があるというふうに思えますし、本当にお金もかかることだと思いますが、この点、きちっとした対応を、必要最小限の対応をこれからも実施すべきではないかと思えますが、確認いたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

北30号の側溝整備につきまして、以前の大雨で地先のところまで水が来た、道路が冠水するような状態であったということは聞いております。その後、素堀側溝に400Vのトラフを入れましたので、狙いとしては、素堀側溝のときよりは、トラフを入れたことによって土砂の流入がかなり抑えられて、以前に比べると土砂がたまるようなことはないだろうということで、それでも、1回雨が降るごとに土砂はたまっていきますので、常日頃のパトロールと、大雨になる前の、普通の雨でたまった土砂上げ等も組み合わせて、パトロールして、日頃から北30号側溝については注意を払っていきたいと考えております。

また、将来的な展望といたしますか、考えについては、JR、そして国道を横断する管がありまして、なかなか難しい問題ではありますが、JR、国道の

ほかにもいろいろな事業を絡めてといたしますか、いろいろな事業に乗るように、排水の事業なんかも含めて、いろいろな事業を絡められるように工夫をしながら、根本的なといたしますか、改善を、将来の展望を描いていかなければならないのかと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 次に、生理用品について伺います。

この件については、今後、学校との協議が調い次第という形で配置を進めたいということですので、ぜひお願いしたいと思います。

この間、生徒や保護者などにもいろいろと、全般的ではありませんが、聞ける範囲でいろいろと聞きました。やはり直接、保健室に置いてあったとしても、なかなか恥ずかしいという子どもも実際にいます。そうしますと、そういったところにあればいいというような声も聞かれますし、一方で、今の体制でも十分だという声も聞かれます。

しかし、いずれにしても、こういう問題は、どんな環境に置かれた中でも、いつでもどこでも安心して利用できるようなところが一番いいのだろうと話を伺いました。そんな状況を、教育長も僕以上に現場の意見も聞いて、実施されているかと思っておりますので、もう一度、現状認識等について確認いたします。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員のほうからもお話あったとおり、いろいろな理由で借りなければならない。そのときに、一々聞くというのは、保健の先生にお願いする、それ自体でストレス等を感じるお子さんも増えてきているというのも現実です。

ただ、トイレに置いてあると、それ以外の、特別な理由のないお子さんも使ってしまうのではないかという学校の懸念も相当あったわけです。忘れていなくても、面倒くさいから、使えるから使ってしまうというような、学校のほうも非常に、僅かなお金ですけれども、お金がかかりますので、そういうふうになったら困るなというような学校側の意見もありました。ただ、それは学校が指導することだと。本当に女子生徒が教室から持っていくことが嫌だったら、次の展開を学校は考えるべきで、一緒にたにしないで、進めようということで、ともかくストレスをなくして、置くのだと。もしいっぱい使うときには、また次の段階で考えましょうという考えで、積極的に進めていきたいということで、校長会等で

も話ながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、7番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、3番高松克年君の発言を許します。

○3番（高松克年君） さきに通告しています2項目3点について質問いたします。

演習場騒音地域の拡大が必要。

2項目め、全小中学校に冷房施設が必要では。

1項目めですけれども、演習場の砲撃音が以前より回数とともに大きくなっている。本年7月上旬、8月下旬の砲撃訓練は早朝より夕方まで長時間にわたり、住民の身体、建物に対する騒音・振動は尋常ではなく、許容を超える状況であり、騒音基準値の81デシベルを超えているものと思われる。

昨年度も7月22日、これはモニタリングポストの計測ですけれども、492回の砲撃で、79.8デシベルが記録されている。防音事業が決定している地域となっている東中地区（東12線北）以外の旭野地区、日の出地区にも騒音は確実にレベルが上がっていると思われる。

1、このような状況の下では、地域住民の生活環境は守られない。防衛の住宅防音工事地域の拡大は必要不可欠というところに来ていると思うが、考えを伺う。

2、他の演習場と比較して、住民への騒音による住宅防音工事対応は非常に戸数、金額も小規模となっているが、これらについてもどのように考えているのかを伺う。

3、どのような手法で防衛省に上富良野演習場の実態、周辺の状況を伝えているのかをお伺いしたい。

冷房についてですけれども、近年、上富良野町の1日の気温が全国・全道的に見ても高い気温が観測されている。特に今年のように真夏日が続き、熱波が続く気象条件から脱することはできない現状に至っている。

町内全学校の暑熱対策はどのように行われているか、学習環境が守られているのかをお伺いしたい。

2、北海道の2021年3月の学校のクーラーの設置率は、全国最下位4.3%とある。国は、学校施設環境改善交付金制度を設けており、この資金を使つての府県の設置率は非常に高くなっています。この制度を使つて早急にもクーラーの導入を図るべきと思うが、来年度予算に盛り込むことは不可能な状況と言わず、重要課題とすべきと思うが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の演習場騒音

対策に関する3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の住宅防音区域の拡大につきましては、平成24年、住宅防音区域が指定されましたが、長年にわたり自衛隊と演習への深い理解と協力をされてきた演習場周辺地区にあって、一部のみが対象区域に指定され、歴史的なつながりの強い一体感のある協議会単位の地域が分断されたことは課題として受け止めているところであります。

また、指定以後の区域指定基準値の見直しと併せて、区域指定の拡大に向けた取組に資することを目的として、当時、常設騒音測定器により経過観測を行っているところであります。

砲撃音については、気象状況により音の伝わりの方が変わる性質もあり、日々の状況によっては砲撃音の感じ方も違ってくと推察いたします。

町といたしましては、住宅防音区域の拡大や砲撃音評価の見直しなど、地域の実情を踏まえ、関係方面に対し引き続き要望を行ってまいります。

次に、2点目の住宅防音工事の対象につきましては、防音区域指定地内の東12線道路より演習場側が対象地区となっております。

工事内容等については、公開されていないため把握できませんが、戸数については、本町の指定区域が他の演習場に比べ、指定区域内の戸数が少ないため、戸数工事費が比較的小規模になっているものと捉えております。

なお、本町については、指定された住宅については全て施工が完了しております。

次に、3点目の防衛省への要望活動につきましては、町としては、上富良野町基地対策協議会として、関係団体とともに、防衛省及び関係国会議員に対し年2回、防衛施設周辺整備対策に関する要望書として、地域との良好な関係維持に向けた区域指定の対応と、砲撃音評価の見直しを要望しております。

また、加盟団体である北海道基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会においても年2回の要望活動を行っております。

現在は、コロナ禍にあることから、その感染状況によって上京が難しい場合などは、書面やオンラインによる要望も行っており、実施状況につきましては、これまでの行政報告において御報告させていただいているところでありますが、演習場における砲撃音騒音は全国的な課題でもありますことから、引き続き関係団体と連携して防衛省等に要望してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の2項目め、全小中学校への冷房設備に関する2点の御質問

に一括してお答えいたします。

小中学校の冷房設備につきましては、文部科学省が公表している空調設備設置状況によりますと、北海道の小中学校は、令和2年9月1日現在、普通教室の設置率は4.3%となっております。

地球温暖化による環境変化などにより、寒冷地と言われている北海道においても、今年は30度を超える真夏日が続くなど、平均気温も上がっており、本町におきましても、夏休み期間中に37.5度の最高気温を記録するなど、厳しい暑さでありました。

本町の各小中学校における暑さ対策としましては、大型の扇風機を教室に、冷風機を廊下に配置するなどの対応を図っているところです。

また、この間、児童・生徒の熱中症対策として、水筒の持参や、必要に応じて授業中に水分補給をするなど、体調管理に配慮してきたところであります。結果として、児童・生徒が熱中症になることはなく、無事、夏を終えることができたところであります。

このようなことから、今後におきましても引き続き熱中症の予防に取り組むとともに、冷房設備の設置につきましては、今後の気象状況や町の財政状況を勘案しながら、必要に応じて検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 第1項目めから再質問したいと思います。

答弁に、地域の分断が問題であり、課題と考えると書かれていますけれども、現状をどう見るかに係っているのではないかと思います。令和2年の砲撃演習日数は62日となっています。その中で、モニタリングの数値は81デシベルに近い70デシベル以上の日数は13日となっています。昨今の特徴としては、日曜日の割合が20%近い日数を含んでいます。モニタリングポストは、騒音測定地域よりも外側にあるところにあり、そこでの測定値が、先ほど言いました、昨年度においては81デシベルに近い数字が記録されています。

以上のことから考えると、騒音指定地域、住宅防音地域の指定の根拠が合理性を欠くことになっているというふうに思います。地域の住民の人たちは、過去の経験から、これについての正当性、合理性がないことを認識していると思いますけれども、どのように考えるか。

また、砲の発射位置、着弾位置からモニタリングポストまでの距離で円を描いたとすると、現在の指定地以外にも地域は自然拡大されます。

このようなことから、指定地域のラインは、現在のような直線的に12線の北側というふうに言いますけれども、12線と並んでというような言い方になっていきますけれども、これはこれでは済まず、必ず拡大するというふうに思いますが、これについてもどう考えるか、お伺いしたいと思います。2点について。

○議長（村上和子君） 副町長。

○副町長（石田昭彦君） 3番高松議員の御質問に、事務的な部分もありますので、お答えをさせていただきますかと思いますが、まず、防音指定地域につきましては、国の一定のルールに基づいてそれぞれ指定されておりますけれども、北海道においては、平成11年に矢臼別演習場が対象区域になって、平成24年の改編によって、北大演上富良野演習場、それから然別演習場についてもそれらの指定がなされたこと記憶しておりますけれども、どの演習場も全国同じ基準で、同じ調査に基づいてされております。

モニタリングポストにつきましても、上富良野町につきましては、議員御承知のように東中の浄水場の敷地内に設置して、常に常時観測してございますが、それぞれ道内の演習場についても、それぞれのところについております。例えば、ちょうど上富良野の演習場であれば、指定地域のライン上といえますか、ラインからちょっと外れた辺り、当然81デシベル以上から84デシベルのところについてがB指定、それ以上はA指定とか、89デシベル以上の地域になれば、それは退去についても対応になるような、そういう制度になっているかと思いますが、例えば北大演についても、北大演は、ちょうど恵庭市の市街地の中にモニタリングポストがあります。当然かなり、北大演があつて、島松と北恵庭と南恵庭に駐屯地があつて、北恵庭の駐屯地の辺りもすぐ市街地であります。その外側にモニタリングポストがあつて、計測をしておりますので、多くの市街地が対象になっているという実態にありますけれども、上富良野駐屯地が何か特別な形でモニタリングポストがそういう場所にあつたりとか、そういうことではございませんので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

二つ目、どういう質問だったか、ちょっと記憶になかったのですが、質問の内容が分かれば、事務的なことであれば総務課長からお答えさせますが、もう一度質問の内容をお知らせいただければと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今言われたのは、上富の現

状というのではなくて、僕も恵庭とか矢臼別の地図も見ていますけれども、どこの地域もやはりそういうようなことで、直線的に上富みたいに区切っていないのです。それはどういうことかという、先ほど言われたように、モニタリングポストの置いてある位置、そして、そこからどういうふうに測っているかによると思うのです。

砲撃音というのは、先ほど僕も言ったと思うのですが、発射音と着弾音、それらも観測するし、小銃などの小機関機というのですか、そういうものも測定しているわけです。その中から大きな砲弾の発射音とか着弾音を取るときに、当然そこからただ単に直線的に着弾から来るだけのものではなくて、そこまで音が聞こえているということは、そこから発生している音がどういうふうに広がるかということも測定するという意味だと思ふのです。そういう意味で、ただ単に点だけでラインを引くようなやり方は、そもそも平成24年の決定時において、どのようなことに上富良野の町が関わってきたか。

そして、先ほど町長が言われるように、なぜそれが問題となるか、分断をされたということに住民の人たちが考えた。気がつかないうちにラインを引いて、決めていったのは誰なのかという話なのです。もちろんそれは防衛が測ったと言いますが、演習場の中でその地域を決めたか、町は知らされているのでしょうかということなのです。それもあります。それを聞いたのです、今。

以前に聞いたときにも、上富の町でも音は聞こえると、当たり前です、それは。でもあの地域、以前に大森さんが書いているように、地域の人にどうやって町は説得させた、それをのませたという言い方はおかしいけれども、今の時代でいえば、そういうことになるのかもしれないのですけれども、そういうことがあったかということもきっちり書いている実態があるのです。ですから、今聞いているのは、なぜ俺が2回言わなければならないのかと思うのです。

それが地域の人たちはもう分かっている、そしてそれに対して何も言えない状況があるのではないかと。そのいい例が、以前にうちのところで懇親会を持ったときに、ここの施設隊の隊長が入れ代わったときに来て話をしてくれたときに、開口一番、上富良野の演習場は非常に使い勝手がいいと。我々も安心していられるというようなことを言ったときに、地域の人たちが何と言ったか、副町長は知っていると思うのです。そのときに総務課長で来ていた。そういうことがあるから、今また質問をしているわけです、しつこくという感じで。それをどうやって認めていくか、認めてもらうか。

先ほど同僚議員が言ったように、既に、中期防の中でも言っているとおり、重要なポイントとして上富の演習場があるということは、ある意味自分も認識できています。けれども、同じ町民の中で、それによって本当に心痛めていても発言できないというようなことがあるとすれば、それは少しおかしいのではないかと、違うのではないかと。そこからの質問です。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 3番高松議員の御諮問ですけれども、防音区域の指定については町が関わっているものではありませんので、基本的に全国一律の基準に基づいて、それぞれ指定地域が線引きされている実態にあります。そのような中で、町が、斉藤町長もそうでありまして、常々、これまでも防音指定の中では、一定の数値で基準になっておりますけれども、この地域が一体的な協議会として、この演習場の周辺地域として、これまでも演習等についても深い御理解や、そういうことをいただいて、大変うるさい環境の中でも生活をしておられる実態にあります。そういうエリアの中で、こういうふうなラインがあると、こっちの住宅はいいけれども、こっちの人はというふうな、これまでずっと歴史的に地域一体となって生活をしてきた経過にありますので、こういう部分については、そういう単純な、例えば80デシベルという数値だけの問題ではなくて、そういう地域一体的な指定等もできないのかということもこれまで強く要望しているということでもありますので、そこはぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それについて、きちっと防衛のほうも国会の答弁で答えているところがあるのです。平成28年に演習場周辺において、現在、モニタリングポストを置き、騒音の拡大音レベル、時刻等を記録しています。これらの測定でデータから、1日の間に発生する各種別、砲弾種別、発射位置及び着弾位置別騒音を算出して、その結果、6デシベル（これは、31デシベルを決めるに当たって防衛がつくった騒音と圧力を足してできた数字です）以上の地域内の住宅が所在することが判明した場合は、住宅防音工事対象地区とし、それを認めているということが、平成28年の国会答弁の中にあるわけです。それが果たしてこの地域で認められているかどうかということも含めて、やはりしっかりとした検証をしなくてはいけないのではないかと。

住んでいるのは町民で、町以外の方が地域に住んでいるというように思っているのかどうかも含めてですけれども、その辺しっかりと考えていただかない

と困るというふうに思うわけです。どういうふうに考えるか、お伺いします。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 3番高松議員からありました演習場の騒音測定の直近の状況というところで、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

町長につきましては、昨年の年末から就任ということで、それ以前のことはなかなか、知識としては何となく聞いていますが、実際には当たっておりませんので私のほうからお答えさせていただきたいと思えますが、私も今ありました平成28年のときの国会答弁というのは、具体的には知っていないところでございますが、それ以降この立場になりました。演習場の騒音測定の関係につきましても携わってきたところでございます。

この間、周辺地域の中での会合にも行かせていただいた中で地域の声というのでも聞かせていただきましたし、今回決まりました住宅防音の設置の経過についても、一応内部的な資料も見たとところでございます。

その中で、設置されてからこれまであった課題等々につきましては、最初の町長の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、やはり地域の中に、いわゆる分断されたというのが、まず一つの課題として今でもあるなというふうに、これは町としてもあります。

そのときなぜ12号線を真っすぐ引かれたのだという思いも確かにあるかと思うのですけれども、ただ、それについては、実際に線は真っすぐではありませんが、測定した結果に基づいて、その時点でマックス広げられるのはその道路だろうということで、実際には引かれた結果で、対象になった方にならない方が生まれてしまった。それは、その時点でそれをよしとしないと指定されませんので、その時点としては、地域の皆さんと町も含めて、今の時点ではこれで行くということで確認をして、制度が進んだのだというふうに思っていますので。

ただ、そのときにあった課題というのは、今でも内部的にはありますので、ぜひ今の要望の中でも、基準を変えてもらわないと全体的には変わりません。それは大原則なのですけれども、それと一緒に、その基になっているものについては、上富の事情として、ある部分については、それは本心として町長の言葉の中から、要望としてやっていかないと、なかなか基準を変えるのは、うちだけではないですし、1メートルずらしたただけでとんでもないことになりますので、そこら辺というのは難しいのですけれども、過去の経過を踏まえながら、町長にも

これから地域の基準を下げる、あるいは拡大を目指すという取組についてはやっていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それを受けて、ぜひ演習場周辺の騒音に対する防衛施設補助というか補償というか、住宅を改装するというのを拡大することをぜひお願いしてほしいと思えます。

それで、次に移りますけれども、防衛の防音工事の実態というか、実際について、これはちょうど上富良野が平成24年に指定されて、平成26年の古い資料しかないのですけれども、残念なことに非常に防音に対する金額、戸数、それらが低い。防音工事は、その当時、平成26年ですけれども、3戸、金額にして2,697万円。北海道大演習場244戸、18億9,900万円、矢白別429戸、41億3,129万円、これぐらいの差があるわけです。北海道で3番目の演習場で、しかも今やっている演習は本当に大きいものです、昔より、音とい

い。先ほど言った2回の例を挙げても、地域の人たちにしたら。そういう中でどういうことが起きてくるか。本当にこれで生活環境が守られるのだろうか、ここにいて暮らして、例えば難聴になるのではないかと心配するお年寄りもいます。現実の問題として。そういうところまで入ってきていることに対して、やはり町がアクションを起こさない限り、このことを我々住民がどうこうできるという、町民がどうこうできるということではないということなのだと思います。どうでしょう、それについてどう考えたら。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えいたします。

矢白別、それと北海道大演習場と比べて、上富良野の演習場というのは、東側は国立公園で、ほとんど半分以上向こう側は人が住んでおりませんので、ほかの矢白別ですと、極端な話、周りぐるっと住宅がありますので、対象の戸数が多くなったり金額が多くなったりするのは、これは上富良野と比べて、そういう条件であるので仕方ないかなと。特に上富良野は演習場は、同じ基準でやっていますので、何か別の意図があるとか、そういうことはないと思えます。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） それと、この中でちょっと間違いがあるので、全戸がやられているというふう

に、指定されたところはやられているというふうに書いてありますけれども、残念ながら全戸ではありません。

それと、なぜ少ないかというのは、先ほど言ったように、平成24年度当時、測ったところがどういところで、どうしたかも我々住民はもちろんのこと、協議会の人たちも分かっていないのではないかとこのように思うわけです。

次に行きますけれども、先ほど同僚議員も中期防のことについてお話しされていましたが、中期防の中に、地域コミュニティとの連携をするという欄に「住宅防音事業のさらなる促進を含め、防衛施設周辺対策事業の推進。部隊配備は、訓練方法等に当たっては、地元の情勢に応じたきめ細やかな地元調整が必要。地方公共団体、警察・消防機関との連携を密に。地方経済に寄与するような各種施策の推進」とあります。このようなことが防衛でもうたっているときに、本当にこのままで上富良野の演習場はいいのか、このまま使いやすい、本当に、言ったらあれだけでも、何も起こさない、何も言わない、何も要求しない演習場がいいのかどうかということが問われるのではないかと考えています。防衛の中でもこういうことをしっかりうたっている時代になったということでしょう。変わったということですか。それについてはどう思いますか。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

町といたしましても、周辺住民の声を防衛省なり関係機関にしっかりと届けておまして、何も要求しない、何も言わない、そういう演習場ではないと。もちろん使いやすいような演習場、全国的に見てもそういうふうな演習場ではありますが、周りの住民の方にはしっかりと、先ほどの防音を含めて、その辺の要求はしっかり届けているつもりです。

以上です。

○議長（村上和子君） 3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今言われたとおり、我々も期待したいと思いますし、ある意味、騒音のモニタリングポストにおいても、もう既に超えているような状況があるということ認識して、ぜひ区域の見直しをお願いしたいと思います。先ほど言われたように、微妙なところで止まっている部分もあります。そして、それをどうこう言われるのが嫌だから地域でも手を挙げない人もいます。そういう実態を見て事を起こしていかなければ駄目なのではないかと思えます。ぜひ町長の交渉手腕に委ねたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、学校の冷房について質問したいと思います

す。

現在、学校で冷風機なるものを今年導入されたのです。それで、東中は全く一番暑いときには使えなかったような状況だったのですけれども、そんな中で、うちにも孫がいますから、どうかという話をしたら、5年生なのである程度認識できるかと思うのですが、残念ながら冷風機を使っても一番奥の三つの教室までは届かないと。どうなのかと言ったら、近くの教室では音も聞こえと。いたずらなんかしていると聞き漏らしてしまうというか、先生の言うことを聞いていないで、お目玉もらうようなこともあるみたいな話もしていました。そういうようなことで、快適な方法とは言えないのではないかと。教室に近いとやはり機械音が耳障り、送風機の能力にも限界があると思われ、実験的段階としてはよいとは思いますが、これで将来もやっていくということになると、非常に寂しいものがあるというふうに思っています。その点についてはどうでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁でもさせていただいたように、今後の気象条件、町の財政状況を含めて、そのときが来たら検討させていただきますというお答えをさせていただきました。いわゆる今年は非常に暑かったなど。ここにいらっしゃる皆さん誰しもが異常な暑さだったと。さて、来年はどうかのだろうという部分も当然あります。

冷風機、昨年導入したわけですが、コロナの関係で夏休みも去年は長くしたのです。10日間。したがって、そのために冷風機を中学校に入れよう、こっちにも入れようということで対応して、今、冷風機、本当に音もうるさいし、遠くなると効果がないというのもおっしゃるとおりであります。ただ、近くにいますと温度が2度ほど下がります。熱中症の場合、1度、2度が大きな役割を果たすと思っていて、応急的な対応として使わせていただいているということをお理解いただきたいと思いますし、本当に子どもたちの学習環境を守るという観点での御質問をいただいたことは大変有り難く思っています。

ただ、北海道の全体の中で、まだ冷房というものは一般的ではないという評価もされています。それはなぜかと申し上げますと、やはり北海道は、温度は高いけれども湿度が低いということで、午前中は比較的問題なく過ごしているというのも現状であります。ただ、午後からについては温度が高くなるという実態があります。

うちの町の特性として、ほかの町は1時、2時がピークになります。うちの町は、盆地の形状なのか、それより遅い時間になるのです。したがって、学校もおおむね終わる時間に当たっているというラッキーさもあるのです。

ただ、今後の気象条件だとか北海道の夏の厳しさを、これから様子を見て、その必要性が出たときにしっかりと対応していくということなのかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 今言っていることは最もなことだだなと思うところもあるのですが、国では、学校施設環境改善交付金というのを設けていて、空調設置工事にも、大規模改造まで400万円から2億円という金をつけます。そして、基本的には3分の1の助成なのですが、過疎適用の場合は55%になります。ちょっと縛りがあるのですけれども、それがあって、ぜひそういうものを使ってでも、財政力がどうのこうの、このまま行ったら財政力、上富はよくなりますか。早くやっただもたちに環境のいいところで勉強してもらおうということにもお金をかける必要があるのではないかと。資金がないということは、ここへ来ては理由にはできないのではないかと。思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

そのときが来たときには、お金がないからどうのこうの、つけるとかつけないかという判断はしません。私の考え方ですけれども、必要なものは、お金がかかってもやらなければならないと思うのです。北海道内でついていないということは、必要性がまだ低いというふうな評価だと思っています。クーラーはつけなくても、夏休みを長くするとか、いろいろな方法がまだあると思います。そういう中で、それも駄目だったときにどうするか、お金があるとなかろうと、やっただもおおうと、そのときは皆さんも賛成と言っていただけるのではないかと。思っています。

やはり経済性というものも非常に、設置するのにお金は、財政措置のあるものを使えば、それほどではないと思います。ただ、クーラーをつけると電気代、掃除をきれいにしないとウイルスが飛んで歩くとか、いろいろな問題もありますので、そういう部分で、必要なときにはしっかりと検討するというところで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） そのことを百歩譲ったとして、今の現状の中で、学校の環境というか、それをどういうふうに守っていくかというのは、ちょっと調べたところによると、学校保健安全法に基づく、学校環境衛生基準というのがあるのですけれども、これで言っている温度というのはどれぐらいのところを指しているのか、また、湿度、換気的能力というか、そういうものについても規定されているというふうに書いてあるのですけれども、どういう数字になっているのか。

また、ここでは騒音というのもありまして、これでは50デシベルで、窓を閉じている場合というようなことがあるのですけれども、今の状況の中で、学校の基準というのは、今言ったような換気の問題とか温度の設定とか、総合的な湿度とか、そういうものに対しての調査というか、そういうものは日々やられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番高松議員の御質問に、通告外だと思います。一応私たち調べてきます。通告内のものは調べてくるのですけれども、通告外のもの、データのものは私は持っていませんので、申し訳ないですけれども、お答えできないというより、データを持っていないということで、回答させていただきます。

○議長（村上和子君） 御了解いただきたいと思えます。よろしいですか。

3番高松克年君。

○3番（高松克年君） 分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（村上和子君） 以上をもちまして、3番高松克年君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時40分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年9月15日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 佐藤 大輔

署名議員 今村 辰義

令和3年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和3年9月16日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 選任第 1 号 常任委員の選任について
第 3 選任第 2 号 議会運営委員の選任について
第 4 議案第 8 号 令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 5 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））
第 6 議案第15号 上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
第 7 議案第 2 号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
第 8 議案第 3 号 令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 9 議案第 4 号 令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第10 議案第 5 号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第 6 号 令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第 7 号 令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第 9 号 令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
第14 議案第10号 令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について
第15 議案第11号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例
第16 議案第12号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第17 議案第13号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第18 議案第14号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例
第19 議案第16号 副町長の選任について
第20 議案第17号 教育委員会委員の任命について
第21 発議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議について
第22 発議案第2号 議員派遣について
第23 発議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見について
第24 発議案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見について
第25 発議案第5号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見について
第26 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1 番	元 井 晴 奈 君	2 番	北 條 隆 男 君
3 番	高 松 克 年 君	4 番	中 瀬 実 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	中 澤 良 隆 君
7 番	米 沢 義 英 君	8 番	荒 生 博 一 君
9 番	佐 藤 大 輔 君	10 番	今 村 辰 義 君
11 番	小 林 啓 太 君	12 番	小 田 島 久 尚 君
13 番	岡 本 康 裕 君	14 番	村 上 和 子 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	齊 藤 繁 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	中 田 繁 利 君
農業委員会会長	井 村 昭 次 君	会 計 管 理 者	及 川 光 一 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	佐 藤 雅 喜 君
町民生活課長	星 野 耕 司 君	保健福祉課長	鈴 木 真 弓 君

農業振興課長兼農業委員会事務局長 大谷隆樹君
教育振興課長 林敬永君
町立病院事務長 北川徳幸君

建設水道課長 狩野寿志君
ラベンダーハイツ所長 谷口裕二君

○議会議務局出席職員

局長 深山悟君
主事 真鍋莉奈君

次長 飯村明史君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(村上和子君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和3年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました選任第1号常任委員の選任について、選任第2号議会運営委員の選任についての議案は、本日、配付をしたところであります。

また、議案第16号副町長の選任について、議案第17号教育委員会委員の任命についての議案については、後ほどお配りしますので、御了承願います。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

11番 小林 啓 太 君

12番 小田島 久 尚 君

を指名いたします。

◎日程第2 選任第1号

○議長(村上和子君) 日程第2 選任第1号常任委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

総務産建常任委員に、北條隆男君、中瀬実君、中澤良隆君、荒生博一君、小林啓太君、小田島久尚君、村上和子。

次に、厚生文教常任委員に、元井晴奈君、高松克年君、金子益三君、米沢義英君、佐藤大輔君、今村

辰義君、岡本康裕君をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第3 選任第2号

○議長(村上和子君) 日程第3 選任第2号議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に、北條隆男君、金子益三君、中澤良隆君、米沢義英君、荒生博一君、今村辰義君を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員に選任することに決定しました。

◎日程第4 議案第8号

○議長(村上和子君) 日程第4 議案第8号令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました議案第8号令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金の処分につきまして、議会の議決をいただくものであります。

未処分利益剰余金の処分につきましては、後ほど上程いたします議案第10号に添付しております令和2年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び、同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照いただきたいと思います。

それでは、以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号を御覧ください。

議案第8号令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金を次により処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記。

令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金3,688万9,783円のうち、2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上で、議案第8号令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第8号令和2年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、4月27日開催の第2回町議会臨時会において議決いただきました令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）に計上しておりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中小企業事業再構築支援事業に関しまして、予算措置後、事業申請受け付けを開始したところですが、議決いただきました予算額を超える多くの事業の申請相談があり、ウィズコロナ、ア

フターコロナを見据えた事業展開の意欲ある事業者への希望に早期に応えることが、この長期化しているコロナ禍の中での支援策として優先されると判断し、当該事業に関する追加補正を8月16日付けで専決処分を行ったところであります。

なお、財源については、令和2年度において交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、国、本省繰り越しとした臨時交付金を充当し、財源調整を図ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により、予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め

記。

処分事項、令和3年度一般会計補正予算（第4号）。

ページをお開きください。

専決処分書。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月16日、上富良野町長、斉藤繁。

令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,478万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金2,400万円。

歳入合計2,400万円。

2、歳出。

7款商工費2,400万円。

歳出合計2,400万円。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。今回の中小企業の再構築支援事業という形の、これを活用されながら、今のコロナ禍の中で事業をいろいろ新しく展開しようという状況の話だというふうに思います。

それで、この対象事業として、業態または業種転換に関わるサービスや、現在のサービスの拡充という形の内容になっているかというふうに思います。それで、分かる範囲でよろしいのですが、この転換されようとする、また、拡充されようとする内容等はどのような形態になっているのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

拡充する事業等につきましては、例えば、今、コロナですので、屋外でお食事をいただいているというような場合に、そちらのほうに屋根をかけたりとかいうことで、店内だけでなく、お外でも食べられるようなものをつくるというようなこと。それから、通信販売、店売りでなくて通信販売をして、ネットで売ったりするための、通信販売のそういう器具の購入。それから、完全に業種の転換とかということもございまして、新たな事業に転換するというようなものでは、トレーニング機器を入れて、今までは、ちょっとこれを言うとまたばれてしまいそうなのですが、整体とかとやったのですけれども、スポーツの治療というのですか、そういうようなものためのトレーニング機器を入れるとか、あとは、全く別の業種に転換して、会社は同じなのですが、新事業を展開するというような事例で、お申し込みをいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第15号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第15号上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） ただいま上程されました、議案第15号上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてにつきまして、提出の要旨と、配付してございます上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の概要について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」と申し上げます。）が施行され、同日付けで上富良野町が過疎地域に指定されたことにより、新過疎法第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本計画の策定の経過については、上富良野町が過疎地域に指定されたことにより、4月下旬に北海道から市町村計画の策定要領が通知され、調整、策定作業に着手いたしました。

素案につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針と照らし合わせながら、6月下旬までに作成し、6月25日から7月25日までの1か月間、パブリックコメントを実施しましたが、御意見はありませんでした。

また、北海道とパブリックコメントに付した素案について事前協議を行い、最終案を調整してまいりました。

8月2日、新過疎法第8条第7項の規定に基づき、北海道へ協議を提出し、9月3日付けで北海道知事の同意を得、本定例会に上程しております。

計画の概要につきましては、計画期間を令和3年度から7年度の5か年とし、総合計画、総合戦略、各個別計画等との整合性を図りながら策定したものであります。

北海道の過疎地域持続的発展方針に沿い、地域の持続的発展に資する計画を記載し、基本的な事項から、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、13項目について掲載しております。

記載内容の詳細については、御一読いただいているものとして省略いたしますが、人口問題や産業の振興、福祉や医療、教育など、過疎地域が直面している様々な課題の解決に向け、地域資源を持続可能な形で活用しながら、様々な施策を総合的に進めてまいります。

以上、提出の要旨と計画の概要について御説明させていただきます。

以下、議案を朗読し、提案といたします。

議案第15号上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

過疎地域における総合的、計画的な持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定に基づき、別紙のとおり、上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度から令和7年度）を定めることについて、議会の議決を求める。

御審議くださいますて、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） まず、外郭的な質問をさせていただきます。

この過疎法の計画の中で、絶えず公共施設等の管理計画との整合性ということがうたわれております。そのためには、施設の集約を行って、最終的には使用、いわゆる耐用年数を超えるものについては、持続的に使えるものについてはまた検討するという形になっており、以外のものについては廃止が基本だということになっております。また、同時に、コスト削減のためにもいろいろと取り組みなさいという形になっております。

それで、お伺いしたいのですが、これを進める上で、当然、今後、ごみ処理においても、いろいろと給食センターにおいても、その他、今、病院も建てかえが始まろうとしております。そうしますと、

やっぱり公共施設等の施設管理計画というのが、一般的にきちっとした、いつまで優先順位を決めて、古いものはいつまで更新するか、建てかえるか、なくすかというような、そういう計画というのが、この間、予算委員会等においては、3年か5年間ぐらいのローリングは出されておりますが、長期的な展望に立った計画というのが、まだ見たことがないというふうに私は考えております。

そういうものも含めて、やはりこういった過疎法に基づいて推進するというのであれば、きっちりとした管理計画と、計画に基づいた前提でこういったものが進められなければなりません、その点については、まちではどのような現在においては進行状況になっているのかということ、ちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

あと、産業振興の点なのですが、この点については、長年、観光だとか、落ち込みが今回早く、また、コロナ禍によってさらに落ち込みがひどくなっているという状況があります。そういった部分的な、当然、これから精度を上げながら、もう一度この計画、基本は総合計画に基づいてやられているわけですが、見直し、点検というのも当然この中に含まれておりますから、そういうもの等が当然あってしかるべきなのかなというふうに思いますが、そういった対応等、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました、過疎計画のうちの、質問の1点目の、総合計画との関連という部分につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

この過疎計画の中で、公共施設等総合管理計画との整合性ということで、それぞれ項目が出されております。その計画はどうなっているのだという御質問かなというふうに思いますが、こちらで書いております、いわゆる公共施設総合管理計画というのは、既にまちのほうではつくっております、これまでもお示しをしているところでございます。

ただ、総合管理計画自体は、個別の施設について、これを将来的にどうこうするということまではちょっとつくっておりません、今、まちとして、これだけの公共施設、インフラを持っています。これを今後、更新していくためには、かなりの、このぐらいの費用がかかります。その中で、方向性としては、集約と、廃止とかも含めて集約化を図っていきますよという方向性までを書いている計画になりますので、その中に、これからいろいろな部分の具体的なものが出てくると思いますが、今言いました方向性を基本としながらも、それぞれ更新

するものについては、個別の計画がそのときの時点で必要になるのかなというふうに思っておりますので、それは必要なときにちょっと追加をするという形でうちのほうでは考えております。今の時点で全ての施設について将来的にこうしますという部分について書き込むまでの計画というのはちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございますので、計画自体は既にあるものを、これからも必要な部分で見直していくということで、今考えております。

ただ、総合管理計画のほうなのですが、当初はそれでよかったのですが、今現在、各個別計画もちょっと必要で、補強が必要だということで、当面の間の維持管理に関しますコスト計算をした個別計画というものを、今、取りまとめて、総合計画を一部修正をするという事務を進めてございます。

ただ、どちらにしましても、過疎計画と連携をして、具体的に始めるときには、そちらの計画にもきちんと載せていないとだめだというような形になりますので、そのときには、その対応をちゃんと図れるように検討しながら、都度、適宜、計画を見直しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、計画自体は既存の計画が既にあるということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の、産業振興、それからコロナ対策等の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、コロナの関連のものにつきましては、これまでも補正予算等でいろいろと議員の皆さんに御相談しておりますけれども、こういう緊急的なものについては、随時やっていくことになろうかなと思っております。

議員御質問は、いわゆるアフターコロナによって、今、コロナによって落ちている産業全体のことを、アフターコロナ、どういうふうにするのか、そういうものを計画に入れていくのかというような御質問かと思っておりますけれども、今、毎年やっています3年ごとの実計のローリング、そういったものの中で、短期的ではございますけれども、そういったものの積み上げをしながら、ある程度必要なものについてはローリングしていく中で、計画に反映していくということになろうかと思っております。

それから、総合計画につきましては、御存じのとおり5年ということで、中間年で見直しをするのかしないのか、それから、見直すとするばどういような見直しをするのかということで、令和4年度の後半から5年度にかけて見直し作業が入ることになろうかと思っておりますけれども、そういった中で、状

態、状況の変化、そういったものを反映させるべきものがあるとするば、そういったものも織り込んでいくようなスタイルになろうかなと思っております。

大変各個別計画が、全部が計画の時期がちょっとずれ込んでいるものですから、そういったものを一つ一つ統一していくのが、一遍にこの過疎の計画に合わせるということはなかなか難しゅうございますけれども、そういった各個別計画についても、見直し時期、それから計画期間、そういったものが一つ一つありますので、そういった部分での見直しの積み上げがこういったものに反映されるものなのかなというように考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） この過疎計画の13ページの、この中でちょっとたまたま気になっていることがあるのですが、現状的に移住・定住の地域間交流の促進と人材育成ということで計画を立てていますが、この計画の中身は、全て定住・移住になっているのですね。移住と定住、定住と移住、これが基本的にまちの基本的な考えが、定住を基本として、移住はその次ということになって、こういう計画になっているのか、基本的にこれは表題が移住・定住ということであっているのに、これはどういう関係でこういうふうな表現になっているのかということを知りたい。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

我がまちは基本的に、事業名のほうなのですが、今いる方が流出することを防ぐことをまず第一歩として、それから、新たにまちに入っただけということで、我がまちの事業名とかについては、定住が先で、定住・移住という政策になってございます。

一番上の、2の黒い太い項目ですけれども、これにつきましては、北海道の指針、方針に基づいた看板といいますかタイトルでございまして、それらの北海道のタイトルにあわせて、各自自治体がそれらの項目についての事業を掲載していくというようなスタイルになってございまして、こちらは北海道のほうからの指摘で、きちんと全道的に、一番上のタイトルは統一してくださいと。ただ、その下は、中身については、そのまち、そのまちによって、それぞれ定住・移住、移住・定住の施策、考え方がございまして、そういった中身については定住・移住で全く問題ないのですけれども、北海道の指針に沿って

それぞれの自治体がやっていく、この大項目、これについてはこういう文言でしてくださいという北海道の指摘を受けて、定住・移住から移住・定住になっておるということで、極めて単純な話なのですが、そういった指摘のもと、変えさせていただいたということで御理解賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第15号上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第7 議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税算定額が既決予算を上回る額で確定したところであり、あわせて関連する地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことから、それぞれ所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、自立支援給付費、障害児入所給付費、障害者医療費、地域生活支援事業費、ひとり親家庭等医療費及び環境保全型農業直接支援対策事業費に係る精算に伴い、国、道への返還金について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

3点目は、今年度交付分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、これまで4月町議会臨時会における補正予算及び先ほど承認いただきました専決処分による補正予算により、それぞれ事業を実施してきているところ

であります。今年に入ってから、これまでの間を通し、引き続き外出自粛等により、事業活動の制限、経済活動の停滞が続いており、町内事業者に対して迅速な事業継続支援策として、中小企業経営継続奨励事業を実施するため、所要の補正をお願いするものであります。

あわせて、新生児特別定額給付金事業についても、その対象期間を今年度末に延長するため、所要の補正をお願いするものであります。

4点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、既決事業の事業費の確定に伴い、後年度に実施を検討していた消防団員活動服整備及び給食センター調理器具、蒸気回転釜更新を前倒して実施するため、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、先ほど議決をいただきました過疎法に関しまして、本年度から当町においても過疎対策の地域指定を受けることとなり、財政上の特別措置である過疎債の発行が認められることから、まち単独事業として実施している既決事業の一般財源について、過疎債を財源とするとともに、農地基盤整備等に係る道営事業分についても、予定していた公共事業等債から過疎債に変更するため、その財源調整に関する所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、保育対策総合支援事業費補助金を活用して、町内認定こども園、児童館において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために必要となるかかりまし経費や、感染症拡大防止用品の購入に対し支援を行うとともに、保育所等におけるICT化に対する支援を行う事業に要する経費について、所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、今後、計画しております町立病院改築に伴い、現子どもセンターの移転が必要となることから、新子どもセンターが設置されるまでの間、社会教育総合センターを仮移転先として業務を行うこととし、その仮設場所の整備を図るとともに、新子どもセンター改築に向けた基本設計策定業務に早期に着手するため、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、町内観光事業者や町民の方を対象として計画しておりましたロケツアーリズムセミナー事業について、今回、北海道市町村振興協会の研修支援事業として開催できる見込みとなったことから、その地域づくりセミナー開催に要する経費について、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、北24号道路舗装補修工事について、今年度、支障物件調査を行ってきたところですが、移転補償に要する費用について、予算措置する必要が生じたことから、当該必要額について所要

の補正をお願いするものであります。

10点目は、上富良野町中学校玄関屋上防水について、経年劣化により、防水シートが破損しているところが見つかり、早急な対応が必要なことから、その修繕に要する費用について、所要の補正をお願いするものであります。

11点目は、ふるさと応援モニター事業及びモニター事業以外のふるさと応援寄附について、6月補正予算に計上したものの以降に、これまでまちに寄せられました寄附について、歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いまして、それぞれ目的基金への積み立て等、歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

以上申し上げた内容を主な要素とするとともに、他の既決予算につきましても、一部事業内容の変更等に伴う補正を行い、財源調整を図った上で、財源的に余剰と見込まれる部分につきましては、公共施設整備基金及び地域福祉基金に積み立てるとともに、今後の緊急的な財政需要に備え、一定額を予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,747万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,225万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

10款地方特例交付金160万円の減。

11款地方交付税2億2,295万5,000円。

15款国庫支出金4,328万円。

16款道支出金186万8,000円。

18款寄附金78万円。

19款繰入金230万円の減。

21款諸収入36万円。

22款町債3,212万8,000円。

歳入合計2億9,747万1,000円。

2ページを御覧ください。

2、歳出。

2款総務費1億1,852万9,000円。

3款民生費9,506万2,000円。

4款衛生費315万円。

6款農林業費502万3,000円。

7款商工費4,535万円。

8款土木費1,266万6,000円。

9款教育費813万7,000円。

10款公債費100万円。

11款給与費124万5,000円。

12款予備費730万9,000円。

歳出合計2億9,747万1,000円。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正についてですが、消防施設整備事業については、過疎債ハード分としまして、救急車機装整備費用に当てるため、地方債の限度額を追加するものであります。

ラベンダーハイツ事業特別会計繰出、保健福祉総合センター水中運動指導事業、子ども医療費助成事業及びスクールカウンセラー配置事業の4事業については、過疎債ソフト分として、今年度分発行限度見込額5,510万円の対象事業として、その財源に当てるため、地方債の限度額を追加するものであります。

4ページを御覧ください。

島津第2地区道営農業水利施設保全合理化事業、北17号道路道営農地整備事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業、経営体育成基盤整備事業及び道営草地畜産基盤整備事業については、一部事業費の変更とあわせ、当初予定しておりました公共事業等債から過疎債に変更することにより、充当率が90%から100%に引き上げとなるため、限度額を変更するものであります。

また、臨時財政対策債につきましては、発行額が確定したことに伴います限度額の変更をしております。

以上で、議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 委員会等でもちょっとお伺いしたところで、確認の意味をもって御質問させていただくのですけれども、7款商工費の企業振興対策費につきまして、4,500万円ということで、非常にコロナ禍の中において、緊急事態宣言の発令、また、その延長で、非常に困っている中、まことに素早い対応ということで、大変評価するところでございます。

それで、要綱に関わる点なのですけれども、委員会等の説明の中において、この8月から10月までの売り上げが前々年度、いわゆるコロナ禍に対する前の売り上げに対しての30%落ちというところの規格というか規定だったのですけれども、この間、いろいろな事業者ですとか、商工会等に確認したところ、やはり道や国の月時支援金であったりとか、一時金、そういったものについても、やはり基準年度が2019年と2020年の同月対比ということになって、どちらか選択ということになっておまして、と申しますのは、これは委員会等でも発言させていただいたのですけれども、特に昨年、この8月、9月、7月からですけれども、7、8、9というのは、特に第1回目の緊急事態宣言からのちょうど抜けた期間になりまして、事業者によっては、業種によっては、若干の戻しというか、反動の、いい反動があったということも伺っております。

それで、現在、非常に厳しい状況が、コロナ禍の第4波が来ておまして、また、新しい変異株ということで、まだまだ予断を許さない状況でございます。先の見えない上富良野町の経済対策の一助となるために、1点でも取りこぼしがないようなことを強く願われておりますので、ぜひ要綱の中において、基準月時が前々年度であることと前年度であることが望ましいというふうな意見が出ておるので、ぜひそういったものが勘案されているかのお伺いをさせていただきます。

○議長(村上和子君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(佐藤雅喜君) 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

総務産建常任委員会の中でも同じ御意見賜りまして、担当のほうで北海道の対応等、きちんと調査し、北海道にも問い合わせしました。そういったことで、次の要綱については、議員の御指摘のように、北海道の基準といいますか、年次にあわせるような形で要綱を作成するように、ただいま準備を進めているところでございますので、その辺について、御理解を賜りたいと思います。

○議長(村上和子君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番佐藤大輔君。

○9番(佐藤大輔君) 私、2点お伺いします。

1点目は、新子どもセンター改築整備事業基本設計業務に関してでございます。

新子どもセンターの駐車場は、現在の子どもセンターと同程度、同規模は確保したいという説明を事前に聞いておりましたので、先日開催されました全員協議会において、駐車場は約何平米を見込んでいるのかということをお伺いさせていただきました。しかし、そこでは具体的な回答がいただけなかったのですが、ここから約半年で基本設計までを策定するスケジュールを組んでいるのならば、当然にして押さえておくべき情報かなというふうに思っております。敷地面積が4,000平米で、建設面積が1,300平米、では残り2,700平米、外構もあるのできっちり2,700平米ではないと思いますけれども、駐車場が何平米で、そうすると、屋外遊戯広場が何平米とか、この程度の情報はこの時点で我々も共有させていただけるものと思っておりましたので、これは大変余計な心配かと思っておりますが、しっかりと横連携がとれているのかという点においては少々不安を感じております。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、このセンターの移転に係る仮設整備事業も含め、町長のビジョンを具現化するために、保健福祉課がイニシアティブをとって、関係する課と連携を図りながら、新子どもセンター建設のプロジェクトが進んでいるのかどうか、進んでいるとの押さえてよろしいかどうか。

また、非常に短期間で形をつくっていくという中で、過程において、今後、町長はどのようにそこに関与されるおつもりかをお伺いいたします。

2点目は、中小企業経営継続奨励助成事業についてでございます。

ただいま同僚議員からもありましたように、今回で3回目の全業種を対象とした助成であります。商工会でしっかりと協議された上での事業ということで、スムーズな交付のもと、経営継続の一助となることを切に願うところでございます。

さて、さきにちょうど資料の中で、昨年4月から8月に実施された1回目の助成事業では、190の事業所に交付され、今年の3月から4月に実施された2回目の助成事業では138の事業所に交付された実績が示されております。

この実績を受けての、今回、3回目ということでありますけれども、1回目と2回目の、この1年ぐらゐの間に、特に経済が上向きになるような状況ではなかったと思うのですが、1回目から2回目の交

付事業者数の減少について、どのように分析されているのか。本来であれば決算特別委員会で聞く内容かもしれませんが、年度をまたいでの一連の事業ということ、また、やはり私も、1件でも多く、1人でも多くの事業者支援の手が差し伸べられて、行き届いてほしいという思いから、参考のためにお伺いいたします。

以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 9番佐藤議員の、新子どもセンター改築に伴う駐車場の面積についての御質問に、先に私のほうからお答えさせていただきます。

先日の協議会の中での御質問の中で、平米数についてはお答えできておりませんでした。内部の中で、4,000平米の敷地の中で、ただいま建設面積を1,300平米、これは延べ床面積で見込んでおりますことから、その建物のものについては、平屋または一部2階建ても想定していることから、なかなか平米数については明確な答えができなかったところでございますが、内部の中で検討している経過の中で、駐車場につきましては、今現在、子どもセンターに保有している30台プラス職員並びに他の利用者のことも検討し、ここににつきましては、約500平米以内での駐車場の必要性はあるかということで、内部で議論はしているところでございます。

ただ、今回、基本設計の中で、まず建設場所、建設の1階になるのか、2階一部にするのか、平屋に全部するのか、あと、園庭につきましても、約1,000平米以上の園庭につきましても必要だというふうに所管としては考えておりますので、4,000平米の中で、駐車場並びに園庭、遊具、あと、建物面積については、きっちりと計画の中で審議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

子どもセンター事業について、保健福祉課が中心となってやられているのかということ、御質問にまずお答えしたいと思います。

保健福祉課を中心として、担当課でありますし、中心に、いろいろ移転先の教育委員会等を交えて、間違いなく進んでいっております。

続いて、今後、短期間において、私がどのように建設に関わっていくのかという問いに関してですが、本当に短期間でこれを進めていかなければならないわけなのですが、町民の方の意見をまず聞く、

そういうことが大事かと思ひまして、建設の検討委員会なども予定しておりまして、それを急ピッチで、大変忙しい、短い間で、スケジュールになると思いますが、回を重ねて、町民の声を拾って、聞かせていただきまして、よりよいものを、子どもセンターをつくっていく、それが私がこの子どもセンターの建設に関わる最大の私の役目なのかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、一昨年が一番最初的时候、190件の申請がございました。それから、およそ1年程度たつて、この春にやったのでは138件ということで、件数にして52件ほど減少しております。

それから、業種、ちょっと別に調べてみましたけれども、基本的には、極端にどの業種がよくなったとか、減ったとかということがなく、どの業種も等しく申請が減っております。

そういったことから、ちょっと考えられるのは、まず1点目は、一番最初的时候の緊急事態のときは、我々もそうですけれども、本当に未知のウイルスが襲ってきて、とにかく店を閉める、仕事をしない、外出しない、買い物もしない、そういったような、本当に決定的に影響の、経済的なダメージのあったときであったのではないかなと思っております。

それから、やや1年して、これはまだ確実に聞いたわけではなくて、推測ですけれども、例えば飲食のほうであれば、1回目のときには本当にがっちり閉めていたものも、テイクアウトであるとか、デリバリーであるとか、そういったもので何とか営業を続ける知恵、それから、店舗等の感染症対策の徹底、そういったことで事業をある程度復活といいますか、持ち上げてきたのがあるのではないかと推測されています。

それから、もう1点は、ちょっと余りいいことではないのですけれども、よくテレビで言っています自粛疲れ、自粛慣れ、そういったことで、本来、不要不急の外出とはは言われていますけれども、不要不急の気持ちも、やっぱり人間ですから、慣れてきて、ある程度そういったことで経済が回り出したということもあるのかなと思っております。

特定の業種だけが減っているとかなれば、少し傾向が違うのかなと思っておりますけれども、飲食、宿泊、小売、サービスともに申請件数が減っているということで、全体的にそういったことで、3割減でなく、ある程度持ちかえしている業種もあるのでは

ないかなというような、あくまでも若干の聞き取りと我々の考えですけれども、そういうような分析ができるかなと思います。

ただ、とは言いましても、やはり飲食の部分については、大変まだ、前回の138件の中でも多くを占めておりますので、やはりここは、幾ら若干持ち直してきているとはいえども、この12月には、ぜひ年越し前にしっかりと給付できるように対応を図っていききたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

再質問、9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） すみません、もう1回確認させてもらいます。子どもセンターに関してなのですが、子どもセンターに関してなのですけれども、町長、町民の声をお伺いしてというように、今御説明されましたけれども、聞けば聞くほど、なかなか計画の策定のスピードというのが遅くなるのかなというイメージを持っているのですよね。

なので、やはり関係する課でまずしっかり形づくって、その上で、エッセンス的というか、そのようなイメージで町民の声というのを拾って、そこに投影させていくのか、その辺のバランスというのは、僕はそうあるべきかなと思うのですが、その点のところ、もう一度お伺いします。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番佐藤議員の御質問にお答えいたします。

佐藤議員おっしゃるとおり、なかなか時間がない中で進めていかなければなりませんので、予定している建設の検討委員会につきましては、一から十まで全部審議していくというわけではなく、やはりある程度担当課のほうで青写真のものを提案して、それをたたき台につくっていくような形、期間もありませんので、それをたたき台として、急ピッチで、間に合うようにつくっていきたく思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） まず1点目の、24ページの地方振興費の中で、新生児の特別定額給付金になっております。これはまち独自の施策の延長なのか、もしも延長だとすれば、大体何人ぐらい該当になるのか、確認いたします。

次に、25ページ、障がい者福祉に関わって、発達支援センターが、今度、子どもセンター移転改築

に伴って、整備されます。これで備品等の予算もついておりますが、これは整備した後、また使えるものと使えないもの、振り分けして使用するようになっていたのか、お伺いいたします。

さらに、社会教育総合センターに移るという形になりますので、非常に利用する方も多岐にわたっているという形になっております。そういった面で、安全管理の点、また、社教、教育委員会等の管理のあり方等についてはどのような打ち合わせがされているのか、お伺いいたします。

次に、27ページ目の児童福祉の新子どもセンターの整備事業費が、予算が計上されております。この点について、まずお伺いしたいのは、委託料の中身であります。基本設計という形で予算が計上されておりますが、これは人件費だと含むのか、詳細の内訳等についてお伺いしたいと思います。

同時に、これが進むということは、前提があるはずで、敷地がいわゆる現在の東児童館用地という形の候補地が上がっております。そこで、候補地選定に至っては、いわゆる病院に近い、いわゆるこの近辺はどうだったのか。最終的にはこれから検討委員会でもまれるかというふうに思いますが、児童館も老朽化して、そこに建設したほうがいいのではないかと、中身だったのかというふうに思いますが、やはり地域の利便性を考えた場合と、候補地選定の経過等について、お伺いしておきたいというふうに思っております。

次に、37ページの住宅管理費、公営住宅の修繕管理費、380万円になっております。これは非常に近年、傷みが増えるという状況の中で、増額補正という形になっております。西町の公営住宅、この間も歩いていましたら、相当老朽化して、やっぱり何回も排水のちょっと流れが悪いということで頼んでいたのだけれども、なかなか気がひけて、もう言えないということで、いろいろ工夫しているのですが、やはりそういう状況の中で、やはり公営住宅の修繕管理というのは、とりわけ西町公営住宅等に至っては、もう一度それぞれの実態調査をしながら、やはり遠慮して言わない人もたくさんいるのですね、話を聞いたら。そういうものがありますから、事前にどれだけの修繕が必要なのかということもあわせて、こういう予算を、きっちりともしっかり計画した予算を計上する必要があるのではないかなというふうに思います。まちの計画を見ましたら、年度ごとの計画で修繕するということは十分理解しておりますが、あわせて、もう一歩上がって、そういうこともやりながら、実態調査もする必要があるのではないかなというふうに思いますので、この点についてお伺いいたします。

ちょっと若干戻りますけれども、子どもセンター建設に当たって、恐らくこれから関係する子育て、この間も懇談等がされておりますが、現時点で、今後そういった子育てする皆さん方の意見等の聴取も含めて考えているのかどうか、確認したいと思いません。

以上です。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました、1点目の新生児の特別定額給付金の補正の関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、事業につきましては、まちの単独事業ということで、現行でも9月末までに産まれた赤ちゃんにつきましては10万円払いますということで、今年度、制度化しているところでございますが、今般、コロナがおさまっていないということで、その対象を今年度末ということで、一応来年の3月31日までに産まれたお子様について対象にするということで考えている事業であります。

あと、人数につきましても、当初は半年間ということで、40名の赤ちゃんの出生というの見込んでおりましたが、現状では、来年の3月までで63人程度見込まれるということで、その差額分の230万円を今回補正をさせていただいたというぐあいになっております。

以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の、新子どもセンター建設並びに仮移転先への改修費並びに子どもセンター移転に関わる関係者との懇談の状況について、3点、5項目についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、発達支援センターが、今回、社教センターに移ることで、備品等の購入補正を計上させていただいていますが、これにつきましては、内部でも十分協議した上、新子どもセンターに移転した後においても使える備品ということで、これについては予算を計上させていただいております。

なお、消耗品等につきましては、やはり2年間の仮移転先ということもございますので、その利用頻度によっては、ある程度の更新は見込まなければいけないということは想定はしておりますけれども、基本的に備品につきましては、その後においても使えるものというふうに考えているものでございます。

次に、社教センターとの打ち合わせ等につきましては、これまででも担当2課において、一部改修に関わりますので、建設水道課にも担当者に入っていた

だきまして、打ち合わせをさせていただいております。いよいよ工事が終わりました、4月から仮移転先に引越すするに当たりましても、私ども、利用者のほうから、やはり障がいをお持ちのお子様、養育者の方につきましては、新しい施設の環境というのが大変不安を生じるということがございますので、そこは教育委員会とも十分協議した上で、改修工事が早目に終わりましたら、ある程度施設見学会も少し予定をしながら、皆様に、ここが4月から使える施設ですよというような案内もしてはどうかということで、十分ここについては保護者交流会を通じながら、説明をしながら段取りを進めていきたいと思いません。

社教センターにおいても、施設管理を含めて、それは十分責務を負っていただけるものと思っておりますが、やはり今まで利用のない方が社教センターを利用することになりますので、それについては十分これからも打ち合わせをしながら、対応していただきますよう、子どもセンターの職員、私たち職員がまいりますので、そこできちっと危機管理については対応するように、職員には今後においても指導していききたいと思いません。

次に、新子どもセンターの委託料700万円について、今回、補正予算を上げさせていただいておりますが、その根拠につきましては、設計業務委託料算定調査に基づきまして、これは床面積に基づく算定方法でございまして、計数がございまして、あくまでも業務に関わる人並びに業務に関わる時間を算定し、算定させていただいております。それにプラス、今回、建設検討委員会を予定していることから、これに対して、その入札で業者が決定したときには、その検討委員会にもオブザーバーとして参加していただくような費用についても、一部予算には計上させていただいているところでございます。

次に、候補地の検討に至るまでの経過でございますが、先日の協議会においても一部御説明をさせていただきましたが、この新しい子どもセンターへの移転につきましては、まず仮移転先の候補地を検討し、そして新子どもセンターの候補地の検討ということで、2段階で検討した経過がございました。

まず、米沢議員が御発言のとおり、この役場並びに病院、保健福祉課との、近いところが一番どうだろうという御意見も今ありましたが、そこも十分検討の一部ではございましたが、やはり先ほども議員御発言のありましたように、利用者の方の利便性も踏まえ、ある程度面積を要することから、候補地につきましては、現在の提案させていただいている児童館の敷地内において建設の検討に決めていたところでございます。

最後の3点目になりますが、子どもセンターに関わる関係者との懇談の状況でございますが、7月から9月まで、各関係機関、あと、あそこを利用していただいている高齢者事業団等と、懇談は実施させていただいております。

今回、この9月の議会で御承認いただきました後につきましては、また改めまして皆様と情報提供をしていきたいと考えております。まちとしては、建設検討委員会、先ほど町長が申し上げたように、その設置は設けますし、この9月24日から、広報において、パブリックコメントということで、住民の皆様にもこのまちの整備計画については公表し、意見を賜るところでございます。検討委員会、パブリックコメント、あと、今、関係する皆様との意見交換を通じながら、来年の3月、4月の仮移転先、その後の整備計画については、保健福祉課中心とはなりますが、関係の皆様にも、関係所管にも御協力をいただいで整備を今進めていくことで考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

公営住宅の管理の修繕の関係で、西町の公営住宅の入居者から議員のほうにそういうお声があったということで、まちのほうには、ちょっと直接そういうお話は、遠慮しているという話ではないのですけれども、まちに連絡が来たものについては、すぐ対応いたしまして、修繕をさせていただいております。

それで、西町公住の給排水の、なかなか実態調査につきましては、多分、なかなか本人が直接まちのほうに言いづらいという面もありますので、公営住宅の管理人を通じて、今、入居している方について、御不便があるかどうか、あれば、管理人を通じてまちのほうに言っていただくような仕組みもちょっととらせていただいで、入居者が不便にならない形で修繕していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（村上和子君） 再質問ございますか。よろしいですか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 公営住宅については、それぞれ実態も管理者のほうできちっととらえられているというふうに思います。

子どもセンターの改築に関わってなのですが、これを見ますと、文書を見ますと、基本構想計画などの提出された文書を見ますと、防災関係の機能も要

するという形になっております。それで、自家発電や、そういった防災関係のそういったものも将来的にはきちっとした含まれるような感じになるのでしょうか。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

所管としましては、やはりこれから新しくまちの中に施設整備をするに当たりましては、この新子どもセンターの建設に当たりましては、十分エネルギー並びに防災等の施設等を検討しなければならないというふうに考えております。ただ、これにつきましては、総務課とも十分協議した上でまちの整備ということで、まだ現在、総合計画並びに子ども・子育て事業計画のほうの、実はその整合性も図っていかねばならないということの課題もございまして、それについては十分内部で協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 38ページの8款土木費、北24号道路舗装補修に係る補償補てん及び賠償金525万円についてお伺いいたします。

今回、対象支障物件は6件ということでお聞きしておりますが、その内容と、金額の内訳のほう、確認させてください。

○議長（村上和子君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま8番荒生議員から御質問ありました、補償物件の内容ということで、大雑把にさせていただきたいと思っております。

補償物件で、工作物、建物とか、そういうものは約3件ございます。それから、立木の補償で3件で、6件でございます。金額的には大体同じぐらい、250万円ずつぐらいの金額となっているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第2号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第8 議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(星野耕司君) ただいま上程いただきました議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要につきましては、4月の人事異動に伴い、職員の給与費等につきまして、所要の補正を行うものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,268万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金315万円。

歳入合計は315万円であります。

2、歳出。

1款総務費315万円。

歳出合計は315万円であります。

以上で、議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第3号令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(村上和子君) 日程第9 議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、令和2年度の介護給付費実績に伴い、北海道及び社会保険診療報酬支払い基金からそれぞれ追加交付を受けましたので、保険給付費の財源に充当し、地域支援事業費負担金につきましては返還するものであります。

2点目は、令和3年4月の人事異動による職員給与に係る費用と、介護保険事業運営協議会委員のうち、1名につきまして、推薦いただいている団体から委員の変更について報告がありましたことから、歳入歳出につきまして対応するものであります。

なお、収支の差額につきましては、今後の本会計の安定対応に備えるため、予備費に107万9,000円を計上するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,786万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款道支出金115万3,000円。

5款支払基金交付金17万5,000円。

7款繰入金322万3,000円の減。

歳入合計189万5,000円の減。

2、歳出。

1款総務費322万3,000円の減。

2款保険給付費ゼロ円。

3款地域支援事業費10万5,000円。

6款諸支出金14万4,000円。

7款予備費107万9,000円。

歳出合計189万5,000円の減。

以上、議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和3年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可

決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第10 議案第5号和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） ただいま上程いただきました議案第5号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により整備します介護用リフトつき小型バスの事業費が1,139万円に決定し、既決予算額より減額になったことに伴いまして、歳入となる調整交付金及び繰入金、支出科目の備品購入費について、それぞれ減額するよう、所要の補正を行うものであります。

2点目は、寄附債の15万円について、一般会計より繰り入れを行うとともに、介護用備品の購入を図るよう、所要の補正を行うものであります。

3点目は、この間における介護士職員2名の退職及び1名を採用する人事異動に伴い、職員給与費等の補正を行うものであります。

4点目は、施設設備の居室洗面台の配水管及び給水ポンプの修繕を行うため、所要の補正を行うものであります。

5点目は、会計年度任用職員として、介護士1名を追加任用したことに伴い、報酬等の補正を行うものであります。

以上の内容をもとに、財源調整を図り、余剰額は、今後の財政需要に備えるため、予備費に計上するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号を御覧ください。

議案第5号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,955万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金200万円の減。

6款繰入金8万円の減。

歳入合計208万円の減であります。

2、歳出。

1款総務費321万3,000円の減。

2款サービス事業費4万6,000円の減。

6款予備費117万9,000円。

歳出合計208万円の減であります。

以上、議案第5号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第5号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時45分でございます。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第11 議案第6号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第6号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、昨年度より進めております地方公営企業法適用化業務の委託事業費が確定したことに伴い、債務負担限度額の変更をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をさせていただきますので、御了承願います。

議案第6号を御覧ください。

議案第6号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。

第1条、債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正につきまして、地方公営企業法適用化業務の事業費が確定したことに伴い、限度額を3,817万円に変更するものです。

以上で、議案第6号令和3年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号令和3年度上富良野町簡易水

道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（村上和子君） 日程第12 議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、地方公営企業法適用化業務の事業費の確定に伴います債務負担行為の限度額の変更をすることです。

2点目は、同じく地方公営企業法適用化業務の事業費確定に伴います地方債の限度額の変更をすることです。

3点目は、4月の人事異動に伴います給料、職員手当等及び共済費の増額に伴う一般会計繰入金の増額補正をお願いするものです。

4点目は、地方公営企業法適用化業務の事業費確定に伴います町債の補正をお願いするものです。

5点目は、令和2年度社会資本整備事業交付金の事業費確定に伴い、その交付金の返還金が生じたことから、所要の額の補正をお願いするものです。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、2ページ以降の予算事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第7号を御覧ください。

議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,489万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務

負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金570万4,000円。

7款町債10万円の減。

歳入合計560万4,000円。

2、歳出。

1款下水道事業費560万4,000円。

歳出合計560万4,000円。

第2表、債務負担行為補正についてですが、地方公営企業法適用化業務の事業費確定に伴い、債務負担行為の限度額を1,595万円に変更するものです。

第3表、地方債補正についてですが、同じく地方公営企業法適用化業務の事業費が確定したことから、地方債の限度額を600万円に変更するものです。

以上で、議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第7号令和3年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号及び

◎日程第14 議案第10号

○議長（村上和子君） 日程第13 議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第14 議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計決算の認定について説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（及川光一君） ただいま上程いただきました議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についての提案理由について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により各会計別の決算書並びに同法第233条第5項の規定により決算における主要な施策の成果報告書、さらに監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などをあわせて御覧いただきたいと思っております。

それでは、初めに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書により説明させていただきます。

議案第9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和3年9月15日提出、上富良野町長斉藤繁。

それでは、厚い冊子の決算書を御覧いただきたいと思います。

決算書の2ページ及び3ページをお開きお願いします。

令和2年度の各会計別収支総括表を記載しております。この表において、一般会計及び六つの特別会計の決算の状況を御説明いたします。

まず、総括表の下段、合計の欄を御覧ください。

一般会計及び六つの特別会計を合わせまして、予算額で130億9,342万5,000円、調定額で131億2,953万6,016円、収入済額で124億8,915万5,886円、不納欠損額で162万2,249円、収入未済額で6億3,875万7,881円、支出済額で119億1,179万7,393円、差引残額は5億7,735万8,493円となったところであります。

なお、総括表の右欄を御覧いただきたいと思います。ここには収支予算対比を記載しております。

まず、調定額に対する収入済額の割合は、調定対比で95.12%、予算額に対する収入済額の割合は、予算対比で95.38%、予算額に対する支出済額の割合は、支出予算対比で90.98%になったところであります。

次に、不納欠損額の欄、D欄を御覧ください。

一般会計では、地方税法等の規定に基づき、該当する町税の滞納繰り越し分で82万2,764円を不納欠損処分したものであります。

国民健康保険特別会計におきましては、該当する保険税滞納分で76万9,808円を欠損処分したものであります。

公共下水道事業特別会計におきましては、該当する下水道使用料2万9,677円を欠損処分したものであります。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計及び簡易水道事業特別会計に不納欠損額はありませんでした。

次に、収入未済額の欄、E欄を御覧ください。

一般会計におきましては6億3,345万1,340円。その内訳として、この表では詳細まで記載しておりませんが、町税として、個人住民税、固定資産税、軽自動車税で2,341万5,500円。町税以外で、使用料及び手数料の町営住宅使用料で137万766円。国庫支出金においては、衛生費国庫負担金、総務費国庫補助金などで4億4,519万9,674円。道支出金においては、総務費、農林業費補助金で1,688万4,000円。財産収入においては、その他町有建物貸付料で7万円。諸収入におきましては、延滞金の1万1,400円。町債におきましては、総務管理債、農林業債などで1億4,650万円であります。

なお、国庫支出金、道支出金及び町債を合わせまして6億858万円への繰越明許費の収入未済額になるところであります。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、一般被保険者の保険税分465万7,386円が収入未済額であります。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者の普通徴収保険料分1,300円が収入未済額であります。

次に、介護保険特別会計におきましては、第1号被保険者の介護保険料分7,800円が収入未済額であります。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、水道使用料分の8,099円が収入未済額であります。

次に、公共下水道事業特別会計におきましては、下水道使用料分の63万1,956円が収入未済額であります。

ラベンダーハイツ事業特別会計に収入未済額はありませんでした。

なお、別冊で、決算書より少し薄目の冊子になりますが、表紙に、令和2年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算書に関わる付属調書と記載しています冊子をお配りさせていただいておりますが、その冊子の81ページから86ページに各会計収納の内訳、収入未納調書、欠損処分調書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、総括表の3ページに記載しています差し引き残額の欄、G欄について御説明いたします。

一般会計には、翌年度、令和3年度会計へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額になります。

一般会計で御説明をいたします。

7ページをお開き願いたいと思っております。

7ページには、一般会計の実質収支に関する調書、ここでは、単位を千円単位であらわしております。

歳入総額が91億2,502万7,000円、歳出総額が87億401万3,000円、歳入から歳出を引きまして、差引残額4億2,101万5,000円が令和3年度へ繰り越す額となりますが、繰越明許費繰越額が876万円ありますので、令和2年度単年度としての実質収支額は、繰越明許費繰越額を差し引いた4億1,225万5,000円が令和2年度の一般会計の単年度実質収支額となります。

以下、六つの特別会計につきましても、一般会計と同様に、実質収支に関する調書及び事項別明細書をそれぞれ決算書に掲載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

参考までに、決算書に記載しています各会計それぞれの実質収支に関する調書及び歳入歳出事項別明細書につきましては、地方自治法施行令第166条第2項に基づきます説明資料としての取り扱いになるところでございます。

次に、財産関係について御説明をいたしますので、決算書の339ページ、財産に関する調書をお覧、お願いします。

1枚めくりまして、341ページには、公有財産、土地と建物の調書になります。この表の区分ですが、表頭に土地と建物を、表側に行政財産、普通財産をあらわしています。

土地におきましての年度中の増減ですが、まず、

行政財産におきましては、日の出公園駐車場用地の取得による増と、地籍錯誤訂正による減によりまして、あわせて9,833.23平米の増となっております。

普通財産におきましては、旧江幌小学校敷地の一部売り払いと、地籍錯誤訂正により、1,929.37平米の減となったところであります。

右側の建物につきましては、旧江幌小学校教員住宅の売り払いにより、184.79平米の減となったところであります。

以上が、公有財産の土地及び建物の移動状況であります。

次に、342ページの有価証券及び出資による権利は、前年度と同額で、増減はありませんでした。

次に、343ページの物品ですが、車両の保有状況を示しております。町長車を含む乗用車両2台を更新しておりますが、全体の車両保有台数77台に変更はありませんでした。

次に、344ページと345ページを御覧いたします。

基金につきましては、一般会計、特別会計あわせて14の基金と、一番下段になりますが、北海道備荒資金組合基金を保有しております。

合計欄の26億6,082万1,921円が令和3年5月31日現在の基金保有額になり、令和2年度中においては1億5,019万7,510円の増加でございました。

北海道備荒資金組合基金につきましては、年度中の増加額が147万7,352円で、年度末現在額は2億1,710万9,648円でありました。

以上が、財産に関する状況でございます。

以上で、概要を申し上げまして、令和2年度各会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） 次に、企業会計決算の認定について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（北川徳幸君） 続きまして、議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

令和2年度病院事業会計決算報告書を御覧いただきたいと思ひます。

7ページをお開き願ひたいと思ひます。

令和2年度上富良野町病院事業報告書。

以下、1、概要。

(1)総括事項の概要について御説明申し上げます。

令和2年度の上富良野町立病院の運営は、公的医療機関としての使命である町民の福祉向上と健康管理に寄与すべく、診療体制の充実に努めてまいりました。

また、住民に身近な医療機関として、救急医療、急性期・回復期医療、感染症対策、予防医療を担ってまいりました。

また、介護療養型老人保健施設については、さらに医療ニーズの高い高齢者の増加が見込まれることなどによりまして、7月1日から介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を図りました。

今後においても、住民の医療と介護のニーズの把握に努めながら、他の医療機関との連携を強化し、安全で安心な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実に努め、御利用される方々からより深く信頼されるよう努めてまいります。

新病院建設に向けましては、令和2年度は関係機関との協議を経まして、基本構想、基本計画の策定を行いました。引き続き令和7年度の竣工に向けまして着実に進めてまいります。

次に、患者数と利用者数の状況では、入院、入所者数は、一般病床6,707人、介護保険施設9,414人となり、合計で1万6,121人となりました。

外来患者数は2万883人で、入院、入所者数と外来患者数の合計は3万7,004人、前年対比2,450人の減となりました。

次に、収益的収支についてですが、病院事業の収益総額は8億3,543万305円、費用総額で9億1,638万7,829円となり、この結果、収益的収支は8,095万7,524円の当年度純損失となりました。

なお、収益的収支につきましては、17ページ以降の収益費用明細書との整合性を図るため、消費税を含まない数字となっております。

次に、資本的収支についてですが、収入支出総額はそれぞれ5,063万607円で、収入内訳は、まちからの出資金と、医療機器整備及び感染予防対策のための国庫・道補助金、画像情報管理システム購入のための企業債で、一方、支出の内訳につきま

しては、医師住宅等の企業債の償還金と建設改良費で、画像情報管理システム購入及び超音波画像診断装置、全自動血圧凝固測定装置更新など医療器械の整備、また、新型コロナウイルス感染症予防対策のためのセーフティークリーンパーティション、業務用空気洗浄機などの購入により、診療体制の整備を実施してまいりました。

また、看護師の人材確保のため、1名分の奨学金の貸し付けを行いました。

続きまして、決算額を申し上げます。申し訳ありませんが、戻っていただきまして、1ページ、2ページをお開き願ひたいと思ひます。

令和2年度上富良野町病院事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

(1)収益的収入及び支出。

収入。

第1款病院事業収益8億3,929万6,232円。

支出。

第1款病院事業費用9億2,928万4,790円。

(2)資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入5,063万607円。

支出。

第1款資本的支出5,063万607円。

3ページ以降の各種財務諸表につきましては、御高覧いただいたものといたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、令和2年度上富良野町病院事業会計決算の概要の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(村上和子君) 次に、建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) 続きまして、令和2年度水道事業会計決算の概要について御説明申し上げます。

令和2年度水道事業会計決算報告書を御覧ください。

7ページをお開き願ひます。

令和2年度上富良野町水道事業報告書。

1、概要。

(1)総括事項の概要を御説明申し上げます。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、48年が経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億5,862万8,772円、支出1億3,378万7,069円であり、純利益2,484

万1,703円で決算することができました。

なお、収益的収支については、11ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので、御承知ください。

次に、資本的収支では、収入6,399万9,654円、支出1億2,504万1,093円で、不足する額6,104万1,439円については、過年度分損益勘定留保資金4,761万1,425円、当年度分損益勘定留保資金1,343万14円で補てんし、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と、節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にあります。受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入などの納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

申し訳ありませんが、1ページ、2ページをお願いします。

令和2年度上富良野町水道事業決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみ申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益1億7,232万8,135円。

支出。

第1款水道事業費用1億3,923万9,717円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入6,399万9,654円。

支出。

第1款資本的支出1億2,504万1,093円。

さきに概要報告でもお示しいたしましたが、表下の記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,104万1,439円につきましては、過年度分損益勘定留保資金4,761万1,425円、当年度分損益勘定留保資金1,343万14円で補てんしております。

3ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

なお、監査委員の審査に付し、その結果を記載してあります審査意見書などをあわせて御高覧いただきたいと思っております。

以上で、令和2年度水道事業会計決算の概要、議案第10号上富良野町企業会計決算の認定について

の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長(村上和子君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案9号令和2年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号令和2年度上富良野町企業会計決算の認定については、なお十分な審議を要するので、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第15 議案第11号

○議長(村上和子君) 日程第15 議案第11号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、本年5月19日に公布されたデジタル社会形成基本法に関連して、同時に公布されましたデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの所管官庁が総務省からデジタル庁となったことから、また、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、当該条例が引用している部分の条項番号のずれが生じたことから、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上富良野町個人情報保護条例（平成13年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条の8中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第11号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第11号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長（村上和子君） 日程第16 議案第12号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、令和3年9月1日から、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行し、発行手数料を徴収するように改正されました。

個人番号カードの再発行手数料の徴収事務につきましては、地方公共団体システム機構との委託契約に基づき、まちが徴収し、地方公共団体システム機

構へ納入することとなりました。

このため、個人番号カードの交付に関する手数料の規定について削除するため、条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、別表第22項の項で規定している「個人番号カードの交付に関する手数料 1件につき800円」を削るものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第12号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中、22の項を削り、23の項から61の項までを1項ずつ繰り上げる。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

以上で、議案第12号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なしと認めます。

これから、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第12号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号

○議長（村上和子君） 日程第17 議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野耕司君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町重度心身障害者

及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保険医療機関で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されました。

これに伴い、保険医療機関における被保険者証等の提示に係る規定にオンライン資格確認を加えるため、所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中、「受給者証の提示」を「資格の確認」に改め、同条中、「に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示する」を「から、電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示（処方せん等の提出を含む。）により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその扶養者であることの確認を受け、及び受給証の提示により受給者であることの確認を受ける」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第13号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（村上和子君） 日程第18 議案第14号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） ただいま上程いただきました議案第14号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法と言われるものですが、この法律が令和3年4月1日に施行され、本町が過疎地域として指定されました。

急速に進む人口流出や高齢化など、本町が抱える課題も多い中で、地域の特色を生かし、まちが定める過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて、総合的かつ計画的な地域振興策を講じていくものであり、本条例案におきましては、産業振興分野の持続的発展を目的として、雇用機会の創出、拡充、地域産業人材の育成、確保に努め、もって地域全体の活性化を目指し、新過疎法の規定に基づいた支援措置を行うため、本町産業振興区域内にある事業所が行う新設や増設等の設備投資に関し、固定資産税の課税免除を特例的に規定する条例を制定するものであります。

以下、議案に沿って、その要旨を御説明いたします。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」と呼びます。）第24条の規定に基づき、本町の産業振興促進及び経済の活性化に資するため、上富良野町税条例（昭和29年条例第10号）の特例を定めるものとする。

第2条以降は、条文の朗読を省略させていただき、条を追ってその概要のみを説明させていただきます。

ます。

第2条は、固定資産税の課税を免除することができる業種、事業者の資本金の規模による取得等の資産の下限、課税免除の期間を規定するものであり、業種につきましては、製造業、旅館業、農林水産物等販売業などのほか、観光事業施設を営み、本町の観光振興に供すると認められる業も対象とするものであります。

また、取得等の資産の下限、投資額につきましては、500万円以上が基本となりますが、対象業種の一部にあつては、資本金の額によって投資額の下限が法令の規定に沿って引き上がることを規定し、第2項の固定資産税の課税免除の期間につきましては、取得等によって賦課いたしました年度以降の3年間を課税免除の対象期間とするものであります。

第3条は、課税免除申請の期限を当該課税免除を受けようとする年の1月31日までと規定するものです。

第4条は、課税免除の取り消しを規定するものであり、免除を受ける要件を欠くことが明らかになった場合や、虚偽等の申請が認められた場合に適用するものであります。

第5条は、必要な事項を規則に委任する旨を規定するものです。

次に、附則であります。本条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものです。

以上をもちまして、議案第14号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の御説明といたします。

御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第14号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は1時半でございます。よろしくお願いいたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村上和子君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

暑い方はどうぞ上着を脱いでいただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 諸般の報告をいたさせます。

各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告申し上げます。

総務産建常任委員会の委員長に荒生博一議員、副委員長に北條隆男議員。

厚生文教常任委員会の委員長に金子益三議員、副委員長に佐藤大輔議員。

議会運営委員会の委員長に中澤良隆議員、副委員長に今村辰義議員と決定されました。

以上でございます。

◎日程第19 議案第16号

○議長（村上和子君） 日程第19 議案第16号副町長の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） ただいま上程いただきました議案第16号副町長の選任につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

副町長の任期につきましては、来たる10月末をもって満了となるところであります。

現在就任いただいております石田副町長につきましては、平成29年11月から、引き続き私の就任後においても、今日まで副町長の任に当たっていただいておりますが、この任期満了をもって新たな副町長を選任することとしたところであります。

このことから、今回、新たな副町長といたしまして、現在、企画商工観光課長として活躍いただいております佐藤雅喜氏を選任いたしたく、御提案申し上げます。

議についての趣旨を御説明申し上げます。

議会活動の状況を広く住民に知っていただくこと及び議会広報紙の発行、調査、研究を目的として、議会広報特別委員会の設置を発議するものであります。

それでは、以下、議案の議決項目を朗読し、説明をさせていただきます。

発議案第1号議会広報特別委員会設置に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月15日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、同じく中澤良隆。

議会広報特別委員会設置に関する決議について。

次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。

記。

名称、議会広報特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、議会活動の状況を広く住民に知らせるため、議会広報紙の発行及び調査研究を目的とする。

4、委員の定数、6人。

5、設置期間、本特別委員会は、議員の任期まで継続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上で、発議案第1号議会広報特別委員会設置に関する決議についての説明といたします。

御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号議会広報特別委員会設置に

ついては、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長より指名いたします。

元井晴奈君、高松克年君、中瀬実君、佐藤大輔君、小林啓太君、小田島久尚君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第22 発議案第2号

○議長（村上和子君） 日程第22 発議案第2号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） ただいま上程いただきました発議案第2号議員派遣についての趣旨を御説明申し上げます。

町内行政調査の実施及び議会懇談会の実施について、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員派遣を発議するものがあります。

それでは、以下、議案の議決項目を朗読し、説明させていただきます。

発議案第2号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月15日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、米沢義英。

賛成者、上富良野町議会議員、中瀬実、上富良野町議会議員、中澤良隆。

議員派遣について、次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

町内行政調査。

1、目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

2、派遣場所、上富良野町内。

3、期間、議決の日以降において、1日以内。

4、派遣議員、全議員14名。

2、議会懇談会。

1、目的、議会の監視機能や政策提言などの議会

活動について、町民や団体と直接意見を交換するため。

2、派遣場所、上富良野町内。

3、期間、議決の日から令和3年12月31日までの間に議長が別に定める。

4、派遣議員、全議員14名。

以上で、発議案第2号議員派遣についての説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第23 発議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ただいま上程いただきました発議案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年8月19日に、北海道町村議会議長会から、当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、8月25日の議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員会に付託され、9月7日の委員会で慎重審議いたしました。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このために、地方財源の充実が不可欠でありますので、委員会として採択すべきものと

して意見書を提出することに決定いたしました。

それでは、以下、発議案の主要な項目のみを朗読し、説明といたします。

発議案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年9月15日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

意見書趣旨については省略させていただき、記以降の要望項目については朗読をもって説明をさせていただきます。

1、令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、生産性革命の実現や、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣に対して提出する。

以上で、発議案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見についての趣旨説明といたします。

御審議をいただき、御議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

1 番元井晴奈君。

○1 番（元井晴奈君） ちょっと2番、3番、4番について、ちょっと分からなかったのですけれども、これ、今、軽減措置とかを受けている住民にとっては増税になるという形になるのでしょうか、ちょっと確認したかったのですけれども。

○議長（村上和子君） 暫時休憩といたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時56分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ただいま元井議員のほうから、今、発議案で意見書を出す中身の中で、いわゆる納税者が増税になるのではないかと、負担が増えるのではないかとというような質問がありましたけれども、この件に関しましては、コロナ禍においては減税をされている部分ももどに戻って、特に納税者が増税になるというふうなことはありません。ということで御理解をいただきたいなと思います。

○議長（村上和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第24 発議案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4 番中瀬実君。

○4 番（中瀬 実君） ただいま上程いただきました発議案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年8月19日に、北海道町村会議議長会から、当該意見書の採択と提出の要望書を受理し、意見書議決を要請されたことから、8月25日の議会運営委員会において、所管である総務産建常任委員会に付託され、9月7日の委員会で慎重審議をいたしました。

道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限に発揮されるよう、北海道を支える基盤の確立に向け、防災、減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図る必要がありますが、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災、減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要でありますので、委員会として、採択すべきものとして意見書を提出することに決定をいたしました。

それでは、以下、発議案の主要な項目のみを朗読し、説明といたします。

発議案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について。

上記議案を別記とおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年9月15日提出、上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

意見書趣旨については省略させていただき、記以降の要望項目について、朗読をもって説明させていただきます。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期的、安定的に進められるよう、公共事業関連予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋りょう、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を

含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済みの区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と平行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や、道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう、採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保することとともに、老朽化が進行している除雪機等の計画的な更新・増強が可能となるよう、財政支援を強化すること。

8、十勝岳噴火災害や活断層による地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び泥流対策事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実、強化を図ること。

9、堤防・護岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防等の整備に関する交付金制度の充実や、準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度などの創設など、「流域治水」の取り組みに必要な財政支援をさらに強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣に対して提出する。

以上で、発議案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見についての趣旨説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第4号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第5号

○議長（村上和子君） 日程第25 発議案第5号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬 実君） ただいま上程いただきました発議案第5号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についての趣旨を御説明申し上げます。

本件は、令和3年8月31日に、上富良野町農民連盟から、当該意見書の採択と提出の要望書を受領し、意見書議決を要請されたことから、議会運営委員会において所管である総務産建常任委員会に付託され、9月7日の委員会で慎重審議をいたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、観光需要の落ち込みや、人流抑制による中食、外食産業の低迷、さらに、農業においても、農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

本年は、本道では7月から8月上旬にかけて、記録的な高温、少雨の気候が続いたことから、農作物全般に被害が及んでおり、大幅な収量減少が見込まれている作物が多数あるほか、野菜は収穫時期に高温障がい等で廃耕する圃場、定植直後の苗は灌水作業が追いつかず枯れるなどの大きな影響が出ています。

さらに、酪農、畜産においても、飼料作物が成育停滞から枯れ始め、収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されて

います。

一方、水稻においては、豊作基調であります、高温による乳白粒の発生などの品質低下が心配され、加えて、令和2年度産の過剰在庫で米価が下落が懸念されておりますので、次年度に向けての営農継続が図られるよう、委員会として採択すべきものとして意見書を提出することに決定をいたしました。

それでは、以下、発議案の主要な項目のみを朗読し、説明といたします。

発議案第5号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年9月15日提出、上富良野議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、中瀬実。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書。

意見書趣旨については省略させていただき、記以降の要望項目については、朗読をもって説明をさせていただきます。

1、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について。

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により、緊急事態宣言が21都道府県に拡大され、北海道でも3度の緊急事態宣言の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

あわせて、米の需要減少などのコロナ禍の影響で、令和2年度の食料自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立って、国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性ある米の需給調整対策を講じること。

2、高温・干ばつによる農作物の被害対策について。

営農継続に向けた経営安定対策の強化。

高温・干ばつの影響で農作物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払いなどの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう、無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど、金融対策を最大限に講じること。

2、次年度以降の種子馬鈴しょの確保。

種子ほ場においても、高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴しょについて

は、恒常的な種子不足に拍車をかけるおそれがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

3、酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化。

高温・干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、酪農では、生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では、栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補てん等の対策を講じること。

4、灌漑システムの整備、散水・灌水資材などへの支援。

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは、畑地への灌漑対策を求める声が高まっており、灌漑システムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機や灌水資材等への助成など、万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣に対して提出する。

以上で、発議案第5号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についての趣旨説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、発議案第5号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見については、原案のとおり可決されました。

◎諸 般 の 報 告

○議長（村上和子君） 諸般の報告をいたさせます。

議会広報特別委員会において、正副委員長の互選が行われて、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（深山 悟君） 議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

議会広報特別委員会の委員長に小林啓太議員、副委員長に元井晴奈議員と決定されました。

以上でございます。

◎日程第 2 6 閉会中の継続調査
申し出について

○議長（村上和子君） 日程第 2 6 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 3 年第 3 回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2 時 2 0 分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年9月16日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 小林 啓太

署名議員 小田島 久尚